	条例の洗い出し										整理・PHASE		見直しの方向性の検討						フローシート				
													見直しの方向性			見直しの方向性の詳細		見直し予定				未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／修式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・連絡等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されている(直ちに法令改正が必要)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(汎用可能な技術等が現時点で不存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／一括規制法の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実施の見直しの具体的な内容(※法令改正が必要な場合はかならずこれに記載)	未了の理由	再検討時期
1	徳島県徳島市	総務課	書面掲示	条例	徳島市公告式条例	第2条	(条例及び規則の公布) 第2条 条例及び規則は、公布の旨の前文及び本日付日を記入してその末尾に市長が署名しなければならないものとする。規則については、市長名を記入し市長印を押すものとする。 2 条例及び規則の公布は、市役所前及び各支所前の掲示場並びに市役所ホームページに掲示し、これを行う。	地方自治法	第16条第4項及び第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	1-2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
2	徳島県徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	栄誉記録に関する条例	第4条	(栄誉記録) 第4条 市長は栄誉記録に登載すべき者を調査し、毎年の本市創立日に記念を記載公示する。	条例例規	--	(b)同団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
3	徳島県徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための徳島市の資産等の公開に関する条例	第2条	(資産等報告書等の作成) 第2条 市長は、その任期始の日（再選若しくは市長となった者にあつては その選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当 該者の当選の日（その者にあつては市長の選挙の期日とし、補欠選挙法（昭和27年法律第307号）第22条又は市長選挙法（昭和27年法律第 307号）において準ずるその者の規定を含む。）において。以下同じ。）から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 (1) 土地（建物している土地（自己が現実に利用するものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（遺贈を含む。以下同じ。）により取得し た者は、その旨 (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した者は、その旨 (3) 建物、所在、構造及び延床面積並びに相続により取得した者は、その旨 (4) 預金（当該預金及び通貨預金を除く。）及び有価証券（普通預金を除く。）残金及び額面金額 (5) 生命保険（生命保険及び簡易保険を除く。）及び共済（普通共済を除く。）残金及び解約金の額 (6) 自動車、船舶、航空機及び家庭用電気機器（10万円を超えるものに限る。）種類及び数量 (7) ゴルフ場の利用に関する権利（運営することができるものに限る。）ゴルフ場の名称 (8) 貸付金（当該金一にする額に関するものを除く。）貸付金の額 (9) 借入金（当該金一にする額及びその利息を除く。）借入金の額 2 市長は、その任期始の日後**毎年**初たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報**告書**を、その翌年4月1日から同月30日までに提出しなければならない。	政治倫理の確立のための徳島市の資産等の公開に関する条例	第2条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	1-2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
4	徳島県徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための徳島市の資産等の公開に関する条例	第3条	(所得等報告書の作成) 第3条 市長は、毎年、前年度（前年度分）において、市長が、その任期中に、その在職期間（その任期の満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長となつた日から起算して30日を経過する日までの期間。）において、当該市長となつた者（これ以 外の者にあつては、当該市長の任期の満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの期間。）において、当該市長となつた者（これ以 外の者にあつては、当

	棚卸の結果										整理・PHASE		見直しの方向性等の検討						フローアップ			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定					未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例) c-2.見直し否(法令等による規等の期限などで存在) d.廃止候補	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／廃棄機能の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実際の見直しの具体的な内容(「見直しを実施」の場合のみかからえに記載)	未了の理由	再検討時期
23	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会告示	徳島市選挙管理委員会規程	第28条	(表示) 第28条 各部及び委員会の公告方式は徳島市公告式条例(昭和25年徳島市条例第21号)の例により行うものとする。ただし、告示文の掲示箇所については徳島市公告式条例第2条第2項の規定にかかわらず徳島市庁舎とする。 2. 前項の規定は、法令の規定により投票管理者及び選挙長が行う告示方式について準用する。		—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年1月					
24	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	口規	条例	徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	第3条	(選挙公報の発行) 第3条 公報は、候補の氏名、略歴及び主張を記載した書面を作成して発行しなければならない。 2. 前項の規定は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第164条の2第1項の規定により、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。 3. 第2条の申請をした候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。	公職選挙法	第172条の2	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型1	1-1)	1-1)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
25	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	条例	徳島市の議会の議員及び長の選挙における立会人名簿及び場の掲載に関する条例	第1条	(設置) 第1条 徳島市の議会の議員及び長の選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号、以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。	公職選挙法	第144条の2第8項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型4	1-2	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
26	徳島県 徳島市	行財政経営課	定期検査・点検	訓令	事務決裁規程	第13条	(専決の期限) 第13条 この規程により専決権限を有するものとされる事務に属する事務について、特に必要と認められるものは単専決のつど、その他のもので必要なものは定期的に、その処理の状況を上申しなければならない。															アナログ規制に該当しない
27	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第8条	(文書等及び物件の交付等) 第8条 職員は、法令又は条例その他の規定により処理された文書等及び物件は、次に掲げる場合を除き、当該文書等及び物件について、当該文書等及び物件について受領印を徴するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合又は文書主任若しくは補助人が不在の場合は、その旨の事由を明の受領印を徴して、交付することができる。 (1) 文書主任は、補助職員から受け取った文書等及び物件(前号に定めるものを除く。)に、通知、金銭又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記載しなければならない。 (4) 総務課は、異動文書又は電算文書等、郵用等又は政務処理文の中のものについては、秘書課の書面に交付して受領印を徴する。 (5) 秘書課長は、郵用等(異動文書又は電算を受領したものは、市長、郵用等又は政務処理の閲覧に供し、その処理について指示を受けるものとする。 2. 前項第1号の場合において、文書等及び物件が他の課に関係があると認められるときは、最も関係の深い主務から順に交付するこの場合において、交付する課が定め難いときは、総務課長が決定するものとする。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年10月2日施行済					
28	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第10条	(補充文書等の取扱い) 第10条 市長、都市長又は政務長の閲覧済の親展文書又は総務課において収受の手続を終ていない文書等を下付され又は受領した者は、これを総務課に回付し、第7条の手続を受けなければならない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年10月2日施行済					
29	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第11条	(処理方針等) 第11条 文書主任は、第7条の3第2項の規定により電磁的記録を出力したときなは第8条の規定により文書等の交付を受けたときは、遅口間以内を限度とする文書等、或規定例の文書等その他の緊急な文書等を除き、速やに運用の閲覧に供しなければならない。文書主任は、第2文書等の処理状況を把握し、未処理の文書等があるときは、その旨の処理の促進に関のなければならない。 2. 前項の規定により文書等を受領した主務長等は、自ら処理するものを除き、速やに主務長に回付し、処理させなければならない。 3. 主務長は、回付された等を処理し、速やに文書主任に、文書又は処理の結果を送付しなければならない。 4. 受領した文書等のうちで重要又は異例に属すると認められるものについては、その内容に応じて市長、都市長、政務長又は部長(危機管理局長を含む。以下同じ。)の指揮を受けてこれを処理しなければならない。 5. 受領した文書等のうちで、市の即応体制管理を含む。以下同じ。)又は緊急の総合処理又は調査研究を必要とするものについては、各課の長に関係部課に回覧しなければならない。 6. 受領した文書等のうちで上記の閲覧、処理又は調査、処理又は調査の対象の概ねの内容について、別図第1様式の閲覧の用途の欄に必要事項を記入して回覧するものとする。ただし、調査のみ終了するものその他軽微なものについては、この限りでない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年10月2日施行済					
30	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第23条	(市長等への起案等の回覧) 第23条 起案書及び回覧書で、市長、都市長又は政務長の決裁、事決則しくは専決又は閲覧を受けるのは、部長の認決又は閲覧の後、秘書課長に提出しなければならないものとする。主務課長その他の部長は回覧、事決則しくは専決又は閲覧を直ちに回覧する。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
31	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	訓令	文書取扱規程	第32条	(ファイル担当者) 第32条 各課ファイル担当者は人を置くものとし、課の事務に必要な職員のうちから、ファイル担当者を定めるものとする。 2. ファイル担当者は、各課の事務に関係している者の中から課長が毎年4月1日に指定し、直ちに総務課長に報告するものとする。ファイル担当者を変更した場合も直ちに総務課長に報告するものとする。 3. ファイル担当者は、ファイリングシステムの維持管理について文書主任を補助する。															アナログ規制に該当しない
32	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第44条	(保存文書の貸出) 第44条 保存文書の貸出又は閲覧を受けようとする職員は、当該文書等の管理を管掌の文書主任の承認を経て、総務課長に申し出なければならない。 2. 前項は、保存文書等以又は閲覧を受けようとは、別図第6様式第1号の保存文書貸出閲覧簿に所要事項を記入しなければならない。 3. 貸出期間は、最長にして3日以内とする。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年10月2日施行済					
33	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市市民参加基本条例	第10条	(実施状況等の公表) 第10条 市長は、長期施策間による市民参加手続の実施状況について、毎年度に1回以上公表するものとする。 2. 市長は、長期施策間による市民参加手続の実施状況について、年度に1回以上公表するものとする。															アナログ規制に該当しない
34	徳島県 徳島市	総務課	書面掲示	条例	徳島市行政手続条例	第15条	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき理由まで相当な期間を前まで、不利益処分の名称てんとなるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事項を未来する組織の名称及び所在地 2. 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるとなったことがこの通知に係る処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること 3. 行政庁は、前2項の規定によりその相手方に通知しなければならない。	行政手続法	第15条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-1)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 ーーーーーー 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)」が令和5年5月2日から施行されることにより、行政手続法等の行了法律における公示送達制度についてのの公示送達の方法についての改正がされ、「インターネット上で掲示場等を公表する掲載を講じるとともに、この他法令で規定の掲示又は「デジタルサイネージ等による掲示を行うものとされた。			
35	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市行政手続条例	第18条	(文書等の閲覧) 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案について当該聴の結果に係る処理者の他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害されるおそれがあるときその他正当な理由があるときをなければ、その閲覧を拒むことができない。 2. 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3. 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。	行政手続法	第18条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
36	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市行政手続条例	第24条	(聴聞調書及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2. 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には遅期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3. 主宰者は、聴聞が終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4. 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	行政手続法	第24条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
37	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市行政手続条例	第24条	(聴聞調書及び報告書) 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2. 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には遅期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3. 主宰者は、聴聞が終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4. 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	行政手続法	第24条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
38	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	規則	徳島市聴聞の手続に関する規則	第6条	(文書等の閲覧) 第6条 当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、法第18条第1項の規定による閲覧を求めようとするときは、閲覧を求めようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、この限りでない。 2. 行政庁は、閲覧を許可しようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行を妨げないよう、当事者等の閲覧の時期を定めることができる。 3. 行政庁は、閲覧を許可しようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行を妨げないよう、当事者等の閲覧の時期を定めることができる。 4. 行政庁は、閲覧を許可しようとするときは、その場で閲覧させることができるものとする。ただし、当事者等が閲覧を求めるに当たって、閲覧を求める資料の標目を記載した書面を提出しないで閲覧を求めた場合、当該書面において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むことができる場合に該当するときを除く。)は、閲覧を拒むことができる。 5. 前項の規定により閲覧を拒むこととした場合は、当該当事者等に、遅延しないようにその旨を通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第24条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。	聴聞の運用のための具体的規則について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二Ⅱ	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
39	徳島県 徳島市	総務課	書面掲示	規則	徳島市聴聞の手続に関する規則	第11条	(聴聞の期日における審理の公開) 第11条 法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を妨げる恐れを妨げる恐れ、当該聴聞の期日及び場所を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示するものとするものとする。ただし、閲覧の方法により公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その旨を記載しないことができる。	聴聞の運用のための具体的規則について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二Ⅱ	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-1)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 ーーーーーー 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)」が令和5年5月2日から施行されることにより、行政手続法等の行了法律における公示送達制度についてのの公示送達の方法についての改正がされ、「インターネット上で掲示場等を公表する掲載を講じるとともに、この他法令で規定の掲示又は「デジタルサイネージ等による掲示を行うものとされた。			
40	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	規則	徳島市聴聞の手続に関する規則	第15条	(聴聞調書及び報告書の閲覧) 第15条 当事者又は参加人は、法第24条第4項の閲覧を求めようとするときは、その氏名、住所及び閲覧を求めようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前に あっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出しなければならない。 2. 主宰者又は行政庁は、閲覧を拒めるときは、その旨を閲覧を求めようとする場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。	聴聞の運用のための具体的規則について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二Ⅱ	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
41	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	規則	徳島市行政不服審査会条例施行規則	第4条	(閲覧等の求め) 第4条 第8条1条3項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 閲覧 法第25条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ等 ICは録音テープ又は録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ等に記録されている音声を再生するための機器 イ 当該録音テープ等が録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイルを光ディスクCD一R日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)又はDVD一R日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)に変換したものの交付 (2) ビデオテープ等 ICはビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ等に記録されているビデオを再生するための機器 イ 当該ビデオテープ等がビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイルを光ディスクに変換したものの交付 (3) 記述に関するものは次の電磁的記録、次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの ア 当該記述の記録を用紙に出力したものの写しの交付 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を専用機器(特に名を定める者が閲覧の用に供するために備えた行われているものに限る。)により再生したものの閲覧 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをこちらにスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	地方自治法	第76条第1項から第3項まで	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型3	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通例)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
42	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市情報公開条例	第15条	(公開の実施) 第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真について閲覧又は写しの交付により、電磁的記録について不の電話、情報の流通状況等を勘案して視聴できるための方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法により公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その旨を記載しないことができる。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
43	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市情報公開条例	第23条	(運用状況の公表) 第23条 市長は、毎年度、各実施機関における条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。															アナログ規制に該当しない
44	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例	第9条	(運用状況の公表) 第9条 市長は、毎年度、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。															アナログ規制に該当しない
45	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	規則	徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則	第7条	(実施の方法の例示) 第7条 法第25条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ等 ICは録音テープ又は録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ等に記録されている音声を再生するための機器 イ 当該録音テープ等が録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイルを光ディスCD一R日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)又はDVD一R日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)に変換したものの交付 (2) ビデオテープ等 ICはビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ等に記録されているビデオを再生するための機器 イ 当該ビデオテープ等がビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイルを光ディスクに変換したものの交付 (3) 記述に関するものは次の電磁的記録、次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの ア 当該記述の記録を用紙に出力したものの写しの交付 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を専用機器(特に名を定める者が閲覧の用に供するために備えた行われているものに限る。)により再生したものの閲覧 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをこちらにスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
46	徳島県 徳島市	総務課	FD等の記録媒体	規則	徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則	第7条	(実施の方法の例示) 第7条 法第25条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ等 ICは録音テープ又は録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ等に記録されている音声を再生するための機器 イ 当該録音テープ等が録音ディスクに記録されているもの又は音声ファイルを光ディスCD一R日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)又はDVD一R日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。)に変換したものの交付 (2) ビデオテープ等 ICはビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイル、次に掲げる方法であって、市長が常に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ等に記録されているビデオを再生するための機器 イ 当該ビデオテープ等がビデオディスクに記録されているもの又は動画ファイルを光ディスクに変換したものの交付 (3) 記述に関するものは次の電磁的記録、次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの ア 当該記述の記録を用紙に出力したものの写しの交付 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を専用機器(特に名を定める者が閲覧の用に供するために備えた行われているものに限る。)により再生したものの閲覧 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをこちらにスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—		b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
47	徳島県 徳島市	議会事務局定例議(議事録直接を含む)	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例	第28条	(運用状況の公表) 第28条 審査請求人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録されているときその種別、情報の量其状況等を勘案して視聴可能な方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法により公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その旨を記載しないことができる。 2. 議長は、前項の規定による閲覧又は写しの交付の方法の例示を定めるものとする。 3. 議会は、審査請求人情報の開示を受けるときは、議会が定めるところにより、手数料を納めなければならない。 4. 前項の規定による手数料は、第24条第1項に規定する過料金が、1日から50日以内にしなければならない。ただし、当該規則により、当該手数料を免ずることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
48	徳島県 徳島市	議会事務局定例議(議事録直接を含む)	定期検査・点検	条例	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例	第50条	(運用状況の公表) 第50条 議長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。															アナログ規制に該当しない

棚卸の対象										棚卸・PHASE		見直しの方向性等の検討						フロップ			
													見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定			見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	実施の見直しの具体的な内容（法改正を要する旨は必ず記載）	未了の場合	
No.	所管庁名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(法令等改正段階等の期限までは不存在) d.最終検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実施の見直しの具体的な内容（法改正を要する旨は必ず記載）かからさえに記載）	未了の理由	再検討時期
49	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	往訪閲覧・縦覧	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第8条	（個人情報ファイル等の作成及び公表） 第8条　議会は、法第10条第1項、条例第17条第2項各号に掲げるものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有する場合には、当該議会の議長、個人情報ファイル等を作成しなければならない。 2 個人情報ファイル簿に、議会が保有する個人情報ファイルを載せるものとする。 3 議会は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、遅やに、当該個人情報ファイル等を修正しなければならない。 4 議会は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号かに該当するに至ったときは、速滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。 5 議会は、個人情報ファイル等を作成したときは、遅滞なくこれを議会に populate して置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 6 条例第17条第2項第1号の議会が定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルは同項第2号に係る個人情報ファイルの区 （2）条例第2条第5項第1号の規定に係る個人情報ファイルについて、第6項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨 7 条例第17条第2項第1号ロの議会が定める額は、1,000人とする。 8 条例第17条第2項第1号ハの議会が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 （1）次に掲げる事項を記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は福利、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するものの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア 執行機関の職員又は執行機関で選ぶ者 イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の親族等又は連携 （2）条例第17条第2項第1号ニに定める者及び同号又はイに掲げる者を評定して記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの 9 条例第17条第2項第3号の議会が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
50	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	往訪閲覧・縦覧	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第16条	（電磁的記録の開示方法） 第16条　条例第24条第1項に規定する請求がされる方法は、次の条件に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1）録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイル：次に掲げる方法であって、議会が用に供している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルを再生したものの聞取 イ 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルをポータブルCD－R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）又はUD－R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 （2）ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイル：次に掲げる方法であって、議会が用に供している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルを再生したものの視聴 イ 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルをポータブルCD－R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）又はUD－R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 （3）静止画像である写真の電磁的記録：次に掲げる方法であって、議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を用いることができるもの ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものを用いて条例第24条第1項の開示に供するために撮影されているものに限る。）により再生したものの閲覧 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをつらにスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②2	1②2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
51	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	FD等の記録媒体	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第16条	（電磁的記録の開示方法） 第16条　条例第24条第1項に規定する請求がされる方法は、次の条件に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1）録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイル：次に掲げる方法であって、議会が用に供している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルを再生したものの聞取 イ 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルをポータブルCD－R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）又はUD－R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 （2）ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイル：次に掲げる方法であって、議会が用に供している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルを再生したものの視聴 イ 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルをポータブルCD－R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）又はUD－R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルのポータブルの光記憶媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 （3）静止画像である写真の電磁的記録：次に掲げる方法であって、議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を用いることができるもの ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものを用いて条例第24条第1項の開示に供するために撮影されているものに限る。）により再生したものの閲覧 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをつらにスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—		b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
52	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例	第7条	（閲覧資料の閲覧等） 第7条　審査庶第人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときなどの利益、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。	行政不服審査法	第78条第1項から第3項まで	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため							
53	徳島県 徳島市	職員厚生課	常駐・専任	規則	徳島市職員安全衛生規則	第7条	（安全管理者） 第7条　法第11条第1項の規定に基づく安全管理者は、次の各号に掲げる事業場に置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職に当る者が省令で定める資格を有する者に該当しないときは、当該各号に掲げる職に当る者が当該資格を有する者に該当するまでの間、職員で当該資格を有する者のうちから市長が選任する者をもつて充てる。 （1）事務所等事業所　事務所等事業所当該事務所（事務所等事業所市が事務所等事業所当該事務所を置いている場合は、事務所等事業所事務課長） （2）西部環境事業所　西部環境事業所当該事務所（西部環境事業所市が事務所等事業所当該事務所を置いている場合は、事務所等事業所事務課長） 2 安全管理者は、法第11条第1項の事務のうち安全に係る技術的事項を管理する場合、省令第6条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生法	第11条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
54	徳島県 徳島市	職員厚生課	常駐・専任	規則	徳島市職員安全衛生規則	第8条	（衛生管理者） 第8条　法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者を設置する事業場ごとの人数は、別表のとおとし、市長が選任する。 3 衛生管理者は、法第11条第1項の事務のうち衛生に係る技術的事項を管理する場合、省令第11条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
55	徳島県 徳島市	職員厚生課	常駐・専任	規則	徳島市職員安全衛生規則	第9条	（安全衛生推進者等） 第9条　法第12条の2の規定に基づく安全衛生推進者又は衛生推進者（次項において「安全衛生推進者等」という。）は、職員のうちから市長が選任する。 2 安全衛生推進者等は、法第12条第1項各号に定める業務（第2項において「業務」という。）を行うものとする。	労働安全衛生法	第12条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
56	徳島県 徳島市	職員厚生課	常駐・専任	規則	徳島市職員安全衛生規則	第10条	（産業医） 第10条　法第13条の規定に基づく産業医は、職員の健康に配慮する職務管理者を設置する事業場に置くものとし、医師のうちから市長が選任する。 2 産業医は、省令第14条第1項及び第3項後だに第15条第1項に定める業務を行うものとする。 3 産業医は、この規則に基づく職務に関し、取り消し知恵を要らしてはならない。ただし、その職を退いた後も、また、同様とする。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
57	徳島県 徳島市	職員厚生課	常駐・専任	規則	徳島市職員安全衛生規則	第11条	（作業主任者） 第11条　法第14条の規定に基づく作業主任者は、職員のうちから市長が選任する。 2 作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第4号に定める作業に従事する職員を指揮し、当該作業に関し省令で定める事項を行うものとする。	労働安全衛生法	第14条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
58	徳島県 徳島市	職員厚生課	定期検査・点検	規則	徳島市職員安全衛生規則	第30条	（長期療養者の療養管理） 第30条　法第66条の2の規定による職員（次条において「長期療養者」という。）は、これに該当したときから1月ごとに医師の診断書その他市長等が指示する書類を添えて、療養の経過を所属長を通じて市長に報告しなければならない。 （1）結核性疾患による病休期を有すている職員 （2）非常に多の負傷又は疾病により引き続き2月を超えて病気休暇を受けている職員 （3）前条の規定により、就業の禁止を求られている職員 （4）他から職務遂行及び就業等に支障等に該当して休職を命じられている職員	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①1)	1①1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため							
59	徳島県 徳島市	職員厚生課	対面講習	訓令	職員の健康情報等の取扱規程	第12条	（職員への周知及び教育） 第12条　責任者は、この規程を、徳島市グループ及び行政LANやLGWANファイルサーバへの掲載等、合理的かつ適切な方法により、職員に周知しなければならない。 2 責任者は、利用目的を変更した場合には、変更の目的を職員に対し周知するものとする。 3 責任者は、全ての職員を対象に、組織管理者の指示に従って、継続的に周知のとこたえ、必要に応じて研修を行う。	労働安全衛生法	第104条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②2	1②2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
60	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の給与等に関する規則	第4条	（期間） 第4条　任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度において条例第2条第1項の規定により決定した職員の派遣先機関、派遣期間、派遣先機関における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって、当該年度に職務に復帰したものの復帰職の前表の状況等を市長に報告するものとする。																アナログ規制に該当しない
61	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	第4条	（期間） 第4条　任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって、当該年度に職務に復帰したものの復帰職の前表の状況等を市長に報告するものとする。																アナログ規制に該当しない
62	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	徳島市職員の退職管理に関する規則	第21条	（公表） 第21条　任命権者は、前条の規定により報告を受けた事項について、速滞なく、毎年5月末日までに、公表しなければならない。 2 ただし、**個人情報**、**職員の権利**、**公益**を害するとき、**職員等**と**職員等**（第2号及び第7号を除く。）に属する事項を公表するものとする。																アナログ規制に該当しない
63	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	条例	徳島市職員倫理条例	第8条	（任命権者の責務等） 第8条　任命権者は、職員が職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないよう、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。 2 任命権者は、この規定に、この条例に基づく規則に基づくことを他法にして行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。																アナログ規制に該当しない
64	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	徳島市職員倫理規則	第10条	（職員等の報告） 第10条　条例第13条第1項の職員倫理規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。 （1）利害関係者に当たる事業者等から金品を受け取る関係者の職員 （2）利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の職員 2 条例第13条第1項の職員倫理規則で定める期日は、1月につき5,000円とする。 3 条例第13条第1項の報告等は、**毎年**、**毎月**の最初は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）**ごとに**、当該四半期の翌月末日の翌日から14日以内に行わなければならない。 4 条例第13条第1項各号の職員倫理規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）贈与等（条例第13条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の供与又は職員（同項に規定する職員をいう。以下同じ。）の供与 （2）条例第13条第1項第1号に規定する関係者（以下「関係者」という。）から受けた職務上の利益の内容 （3）条例第13条第1項第2号に規定する関係者と事務を遂行するに当たり密接な関係のある者の職務上の利益の内容 （4）前記規定を受けた場合に、当該利益提供を受けた場所の名称及び住所並びに当該利益提供の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が出席する式典等の場において受けた利益に係っては、当該利益提供の場に居合わせた者の職務） （5）条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合においては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が親族であるときは、当該役員等と代表する者の役職又は地位及び氏名）。																アナログ規制に該当しない
65	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	規則	徳島市職員倫理規則	第13条	（任命権者の責務） 第13条　任命権者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、条例に定めるものの以外、次に掲げる責務を有する。 （1）贈与等報告書の受理、報告及び保存並びに贈与等報告書の写しの提出用職員等書面への提出その他報告の義務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。 （2）職員の条例又は条例に基づく規則（任命権者が別に定めるものを含む。以下同じ。）に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。 （3）職員の条例又は条例に基づく規則に違反する行為について被害監視機関又は被害監視機関の他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。 （4）**研修**その他の施策により、職員の公務員としての倫理観のかん養及び保持に努めること。																アナログ規制に該当しない
66	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	規則	徳島市職員倫理規則	第14条	（研修の実施） 第14条　前条第4号に規定する**研修**は、職員に対する基本**研修**、職場**研修**及びその他の**研修**とし、任命権者は職員の公務員としての倫理観のかん養及び保持に資するための効果的な**研修**を実施するものとする。																アナログ規制に該当しない
67	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	徳島市職員服務規程	第29条	（休暇等の報告） 第29条　前条第1項、休暇状況**報告書**により、**毎年**1月10日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、**毎年**の所属職員の休暇等の状況を人事課長に**報告**しなければならない。																アナログ規制に該当しない
68	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例	第11条	（運用状況の公表） 第11条　市長は、条例施行期間における要望等**記録**の作成その他の運用状況を**取りまとめ**、**毎年**度公表するものとする。																アナログ規制に該当しない
69	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則	第7条	（運用状況の公表） 第7条　条例第11条に規定する運用状況の公表は、**毎年**7月末日までに行うものとする。 2 前項の公表は、報告書に対する応答を明らかにして行うものとする。 （1）要望等**記録**の総件数 （2）要望等**記録**に**関連**された市長と要望等又は不当要求の存教及び当該不当な要望等又は不当要求の概要 3 実施機関（市長を除く。）の長は、**毎年**1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）**ごとに**、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、市長に対し、前項の内容を**報告**するものとする。																アナログ規制に該当しない
70	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	条例	職員の育児休業等に関する条例	第27条	（勤務環境の整備に関する措置） 第27条　任命権者は、育児休業の求めの時求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）職員に対する育児休業に係る**研修**の実施 （2）育児休業に関する相談体制の整備 （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置																アナログ規制に該当しない
71	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第2条	（**研修**の基本等） 第2条　**研修**は、職員の公務員としての基礎的教養並びに職務が現在ついては要求つことと不想される職の職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、**技能**及び態度等を内容とする合理的な基準に基づき、かつ、すべての職員に、その能力を十分に発揮させるとともに、その能率を向上するものとする。 2 市長は、前項に定める**研修**のほか、必要と認めるときは、職員の自己啓発に対する勤務ゴリの機会及び情報等を与えることができる。																アナログ規制に該当しない
72	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第8条	（基本**研修**） 第8条　基本**研修**は、職員がその職務を遂行するために必要な能力開発、知識、**技能**、その他基礎教養を修得させることを目的として行うものとする。																アナログ規制に該当しない
73	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第9条	（専門**研修**） 第9条　専門**研修**は、職員が現についている職務に密接な関係のある知識、**技能**及び専門的知識を修得させることを目的として行う。																アナログ規制に該当しない
74	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第10条	（派遣**研修**） 第10条　派遣**研修**は、職員を国、他の地方公共団体、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）若しくは市長が指定する法人等又は海外に派遣して、職務を遂行するために必要な知識を修得させることを目的として行う。																アナログ規制に該当しない
75	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第11条	（職要**研修**） 第11条　職要**研修**は、所属長が所属の職員に対して公務員としての人格と識見を高め、職員の円滑な遂行に必要な知識、**技能**を修得させることを目的として行う。																アナログ規制に該当しない
76	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第12条	（**研修**実施機関） 第12条　基本**研修**及び専門**研修**は人事課において実施するものとする。ただし、専門**研修**については、必要があるときは長課（これに準ずるものを含む。以下同じ。）において人事課と協議の上行うことができる。																アナログ規制に該当しない
77	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第17条	（修了証書） 第17条　基本**研修**を修了した職員に対して、必要があると認めるときは、**修了証書**を交付するものとする。																アナログ規制に該当しない
78	徳島県 徳島市	人事課	対面講習	訓令	職員研修規程	第19条	（**研修**の受講） 第19条　市長は、他の任命権者から**研修**の実施に関し委託を受けたときは、その任命に係る職員を**研修**に参加させることができる。																アナログ規制に該当しない
79	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	徳島市職員の定年等に関する条例施行規則	第5条	（状況の把握） 第5条　市長は、勤務証券の状況に関し、各任命権者から**定期**に**報告**を求め、その詳細な状況に努めるものとする。																アナログ規制に該当しない

	根拠の変化											整理・PHASE		見直しの方向性等の検討					フロートップ			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		見直し予定				未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されている(直ちに法令改正や変更は該当)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(法的可能な技術等が現時点で不存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／一括規制法の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実施の見直しの具体的な内容(「見直しを実施しない理由」がかならず記載)	未了の理由	再検討時期
80	徳島市 徳島市	総務課	書面掲示	公平委員会規則	不利益処分についての書面等に関する規則	第8条の3	(文書の送付) 第8条の3 書面の送付は、郵送又は書留郵便によって行う。 2 公書の送付に当たっては、送付先が住所を知ることができない場合において、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。 3 公示の方法による送付は、送付先が住所を知ることができない場合又は書留郵便による送付が不能であるときに行う。その他文書を送付するに当たっての方法その他の必要な事項は、前各項に定めるもののほか、委員会が定める。 4 前項の場合において、**掲示**された日から14日を経過したときに当該送付がなされたものとみなす。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型4	1①)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 「デジタル社会の到来を見込んだ規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第53号)」が令和5年9月1日から施行されることにより、行政手続法等(行政法に対する法令基盤)について、「法令に基づいて行っている通知・通達等の発出等により、法令の解釈・適用の明確化を図ることで、地方公共団体等が円滑にデジタル化を進めるための事務・事業を支援する」ことから、デジタル化による対応が可能となった。				
81	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条	(任命権者の**報告**) 第2条 任命権者は、毎年11月末日まで に、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
82	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公平委員会の**報告**) 第4条 公平委員会は、毎年11月末日まで に、市長に対し、前年度における業務の状況を**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
83	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第6条	(公表の**規定**) 第6条 公表に際し、第2条及び第4条の規定による**報告**を受けたときは、毎年2月末日までに、第2条の規定による**報告**を**取りまとめ**、その概要及び第4条の規定による**報告**を公表しなければならない。															アナログ規制に該当しない
84	徳島市 徳島市	人事課	住居手当	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	(公表の方法) 第7条 公表の公表は、次に掲げる方法により行う。 (1) 広報とくしまに掲載する方法 (2) インターネットを利用して**掲載**に**供する**方法	地方公務員法及び地方公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)(令和5年10月1日施行公第5条)	第7条第1項第4号	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
85	徳島市 徳島市	人事課	書面掲示	規則	給料等の支給に関する規則	第23条の4	第23条の4 任命権者は、一時停止処分を行った場合には、当該一時停止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。 2 前項の文書交付に当たっては、当該処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を市役所前の**掲示場**に**掲示**することをもってこれに代えることができるものとし、**掲示**した日から起算して2週間を経過した日に文書の交付があったものとみなす。	人事院規則九一四①	第6条の4第2項	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型4	1②)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 「 閣議決定において「所管に関係することもちて適知に代えることができる」と規定している。(R7.12.2閣議決定)				
86	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	住居手当に関する規則	第10条	(事後の**確認**) 第10条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の3第1項の職員たる要件を満たしているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを**臨時確認**するものとする。	人事院規則九一五⑥	第9条(R5.4.1施行分以降適用)	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
87	徳島市 徳島市	人事課	口規	規則	通勤手当に関する規則	第12条	(事後の**確認**) 第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を満たしているかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期検査の報告を求め、又は通勤の実情を**実地**に**調査**し、若しくは定期検査の時期における**調査**など**適**な方法により**臨時確認**するものとする。	人事院規則九一二⑥	第21条(R5.4.1施行分以降適用)	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	職場において口規を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ試験目的を達成できないため						
88	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	通勤手当に関する規則	第12条	(事後の**確認**) 第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を満たしているかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期検査の報告を求め、又は通勤の実情を**実地**に**調査**し、若しくは定期検査の時期における**調査**など**適**な方法により**臨時確認**するものとする。	人事院規則九一二⑥	第21条(R5.4.1施行分以降適用)	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
89	徳島市 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	単身赴任手当に関する規則	第10条	(事後の**確認**) 第10条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第9条の2第1項又は第3項の職員たる要件を満たしているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを**臨時確認**するものとする。 2 任命権者は、前項の**確認**を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。	人事院規則九一八⑦	第10条(R5.4.1施行分以降適用)	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
90	徳島市 徳島市	人事課	書面掲示	条例	職務の遂職手当に関する条例	第12条	(現成危険等品を取り扱う場合の遂職手当の支給制限) 第12条 遂職をした者(次のいずれかに該当するときは、当該遂職に係る遂職手当期間)は、当該遂職をした者(当該遂職をした者が死亡したときは、当該遂職をした者の遺族)に対し、当該遂職をした者が行った遂職の日(当該遂職をした者が死亡した場合にあつては、当該遂職をした者が死亡した日)から起算して1年を経過した日(当該遂職をした者が死亡した日から起算して1年を経過する日までの間に当該遂職をした者の遺族が死亡したときは、当該遂職をした者の死亡した日)までの期間、当該手当の支給を制限する。 (1) 現成危険等品を取り扱うことを命じた者 (2) 当分の間改正第2条第4項の規定による失職又はこれに準ずる遂職をした者 3 遂職手当期間の始期は、前項の規定による制限をされるべき者の所属する職員が現成危険等品を取り扱うことを命じた日の翌日とする。 4 遂職手当期間の終期は、前項の規定による制限を**解除**されるべき者の所属する職員が現成危険等品を取り扱うことを命じた日とする。 (事後の**確認**) 第12条 任命権者は、現に遂職手当の支給を受けている職員が条例第9条の2第1項又は第3項の職員たる要件を満たしているかどうか及び遂職手当の額が適正であるかどうかを**臨時確認**するものとする。 2 任命権者は、前項の**確認**を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。	国家公務員遂職手当法	第12条第3項	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型4	1②)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 「 閣議決定において「所管に関係することもちて適知に代えることができる」と規定している。(R7.12.2閣議決定)				
91	徳島市 徳島市	職員厚生課	定期検査・点検	規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	第15条	(**定期報告**) 第15条 年金たる補償を受けた者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する**報告**書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が必ずしもその必要があると認め「**通知**」した場合は、この限りでない。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成2年9月1日自治条第56号)	第15条	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型2	1②)	2	a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
92	徳島市 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	予算の繰越及び執行に関する規則	第26条	(予算執行状況の**報告**) 第26条 財政課長は、予算繰越資料の提そ の他その事務に必ず必要とされた は、**臨時**に予算執行状況の**報告**を**長課**長に求めることができる。															アナログ規制に該当しない
93	徳島市 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	予算の繰越及び執行に関する規則	第29条	(公金の出納状況の**報告**) 第29条 会計管理者は、毎月 **翌**月分以に係る歳入及び歳出及び歳出の支払の状況及び**に**関する事項について、市長に**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
94	徳島市 徳島市	財政課	口規	規則	補助金等の交付に関する規則	第5条	(交付に**関する**調査) 第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う**現地調査**等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び条例規則等で定められたことに適応しないかどうか、補助事業等の目的及び同規定の適正に照らしかどうかを**調査**しなければならない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
95	徳島市 徳島市	監査事務局	実地監査	規則	補助金等の交付に関する規則	第12条	(**調査**) 第12条 補助事業等終了後、補助事業等を完了又は廃止したときは、補助事業等の成果を詳細に記載した報告書及び決算書をすみやかに提出し、市長の審査又は調査を受け、監査委員の**審査**を受けた場合、**調査**しなければならない。	地方自治法	第199条第7項	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型1	1②)	1②)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
96	徳島市 徳島市	会計課	書面掲示	規則	会計規則	第25条	(**証**明を**納入**の通知の方法) 第25条 第23条の規定にかかわらず、動物園入園料、戸籍手数料等その性質上納入通知書により難い場合については、口頭、**掲示**又は公告の方法により納入の通知を行うことができるものとする。	地方自治法施行令	154条3項	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
97	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第88条	(出納計計表) 第88条 **帰定**会計機関は、**毎日**の出納について当該帰定出納計計表を作成し、その翌日の出納検査を当該出納を行った日の翌日までに作成し、会計管理者に**報告**しなければならない。ただし、当該帰定に関係がない場合は、当該帰定出納計計表の作成及び**報告**を省略することができる。 2 **毎月末日**及び会計管理者が指示した日の現金等出納計計表には、当該帰定未出納現金を添付しなければならない。															アナログ規制に該当しない
98	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第88条の2	(**定期検査**) 第88条の2 **政**令第168条の4の規定による指定金融機関等の**定期検査**は、**毎年1回**行う。	地方自治法施行令	第168条の4第1項	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型1	1②)	1②)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地において口規を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ試験目的を達成できないため						
99	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第106条	(現在高**報告**) 第106条 会計管理者等は、**毎年度末現**在において物品の現在高**調査**を行わなければならない。 2 分任出納員は、前項の**調査**の結果を速やかに物品出納計算表により出納員に**報告**しなければならない。 3 出納員は、前項の物品出納計算書を**調査**し、これを **取りまとめ**て翌年の3月31日までに会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。 4 会計管理者は、前項の物品出納計算書を検査し、これを **取りまとめ**て市長に**報告**するものとする。															アナログ規制に該当しない
100	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第107条	(**検査**) 第107条 **市長又は**会計管理者は、必要と認めるときは、物品の管理及び出納状態の状況を**抽検検査**する。															アナログ規制に該当しない
101	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第114条	(重要物品の異動**状況報告**) 第114条 物品管理者は、その管理に属する重要物品につき、**毎年**3月31日現在をもって、その異動状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月30日までの間で会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
102	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第115条	(現場の異動**状況報告**) 第115条 収入各令機者は、その所管に属する債権につき、**毎年**3月31日現在をもって、その異動状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月30日までの間で会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
103	徳島市 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	地方公共企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第18条	(収納金の取扱い) 第18条 **収**納管理者は、現金を収納したときは、当該現金をその内訳を示す書類を添えてその日のうちに企業出納員(企業出納員が不在の場合は、企業出納員があらかじめ指定した現金取扱員。次項及び第20条第1項において同じ。)に引き渡さなければならない。 2 企業出納員は、前項の規定により当該現金取扱員から引き渡された現金又は収納した現金を、その翌日(翌日が出納取扱金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日)までに出納取扱金融機関に預け入れしなければならない。 3 出納取扱金融機関は、料金徴収業務の委託事業のそれぞれの預金口座に受け入れた収入を領収済通知書を添えて遅滞なく出納取扱金融機関の財務規定等の適用事業のそれぞれの預金口座に振り替えなければならない。 4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた財務規定等の適用事業の収入及び振り込まれた収入を財務規定等の適用事業ごとに区分し、**領収**済通知書により当該収納取扱金融機関から企業出納員に**報告**しなければならない。 5 受託者が公金を収納した場合は、当該公金をその内訳を示す書類を添えて遅滞なく企業出納員又は企業出納員が指定した現金取扱員に引き渡さなければならない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型2	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は該当))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は該当しない						
104	徳島市 徳島市	財政課	口規	規則	地方公共企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第47条	(**実施**たる**取**の**立**会) 第47条 前条第1項及び第2項の規定により**実施**たる**取**を行う場合は、企業出納員は、たる取貨物の受払に関係のない職員で市長が指定するものを **立ち会**わせなければならない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は該当))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は該当しない						
105	徳島市 徳島市	財政課	口規	規則	地方公共企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第48条	(たる**取**の結果**報告**) 第48条 企業出納員は、**取**たる**取**を行った結果を、第46条第3項の規定により作成するたる**取**表を添えて、市長に**報告**しなければならない。 2 企業出納員は、**取**たる**取**の結果報告に当たり、たる**取**表を**実施**した場合は、その開始及び**終了**を**調査**し、前項の**報告**にあわせて市長に**報告**しなければならない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は該当))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は該当しない						
106	徳島市 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	地方公共企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第71条	(財務**状況報告**) 第71条 **実**施は、**毎年**末日をもって百次財務表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。															アナログ規制に該当しない
107	徳島市 徳島市	財産管理活用課	口規	規則	公有財産規則	第19条	(**実**施の**確**認) 第19条 公有財産の現状が明らかでないときは、当該公有財産を管理する課長は、その現場地の所有者等と協議し、**現地**において**立会**いを求める等適切な処置を講じ、速やかに市長の決定を求めてその**実**施を確認しなければならない。 2 **実**施を確認するに当たり、当該公有財産の現状が明らかでない場合は、当該**現地**を調査するとともに、**実**施を確認するに当たっては、**現地**において**実**施を確認しなければならない。 3 財産管理活用課長は、前項の土地境界確認書に基づき、公有財産台帳の附属図面に所要の記載をしなければならない。	財務省「旧法定外公共物に関する権界確定事務等取扱要領」	9(5)ロ	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため	令和7年4月1日施行済(第2項・第3項)					
108	徳島市 徳島市	財産管理活用課	定期検査・点検	規則	公有財産規則	第50条	(現成及び現在**報告**) 第50条 **現**在は、その管理に属する公有財産に貸動、現成等があるときは、その管理部財産管理活用課長に**報告**しなければならない。 2 **現**成及び現在の調査は、公有財産について、**毎年**3月31日現在におけるその数量及び年間の異動、現成等の**報告**書を作成し、その年の4月末日までに財政部長及び公有財産管理者に**報告**しなければならない。 3 前項前は、前項財産について前項の例に準じて**調査**し、**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
109	徳島市 徳島市	行財政総務課	口規	条例	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条	(**業務報告**の**提出**等) 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、**実地**に**調査**し、又は必要な指示をすることができる。															アナログ規制に該当しない
110	徳島市 徳島市	行財政総務課	定期検査・点検	条例	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条	(**業務報告**の**提出**等) 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、**実地**に**調査**し、又は必要な指示をすることができる。	地方自治法	第244条の2第10項	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
111	徳島市 徳島市	財産管理活用課	定期検査・点検	規則	自動車管理規則	第8条	(**業務**のなるべき事項) 第8条 **業務**は、**概**ね次に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 自動車等を**月**1回以上整備管理者の**検査**に付すること。 (2) 自動車等を**毎年**10**月**1日までの間に自動車**検査**等(**検査**)を受ける技術上の基準により**点検**し、その結果を運行前**点検**票に記入して、整備管理者に提出すること。 (3) 修繕及び整備を必要とするときは、者ちに整備管理者に**報告**し、その指示を受けること。 (4) 自動車等の運転に際しては、道路交通法その他関係法令の規定に従うこと。 (5) 自動車等を使用したときは、使用日毎に**運行**日数等**運転**日誌に記入して、その月分を翌月5日までに整備管理者を経て財産管理活用課長に提出すること。 (6) 交通事故が生じたときは、道路交通法第72条の定めるところにより、適切に措置するとともに、直ちに財産管理活用課長(第6条第1項の規定により他の部課に専属使用を認められた自動車等の場合にあつては、所属長)及び**総**務課長に報告すること。 (7) 常に自動車等及び車輪内外の清掃、整とん を行い、交通予防並びに盗難の防止に努めること。 (8) 夜間は車庫、格納庫了後は、所定の鍵を施錠すること。 (9) その他自動管理活用課長の指示する事項	道路運送車両法	第47条の2	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型2	1①)	2	a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要)	通知・通達の発出等により、アナログ規制を見直す	令和8年3月	国の見直し内容 令和5年3月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用する方法として、「自動車の点検基準(昭和26年運輸省令第75号)」及び「自動車の点検方法(昭和26年運輸省令第76号)」の一部改正により措置された。(令和 19 年版 十二次道路交通白書 317 号)の一部改正により措置された(令和5年7月1日施行)。						
112	徳島市 徳島市	財産管理活用課	定期検査・点検	規則	自動車管理規則	第11条	(**定期検査**) 第11条 **整**備管理者は、一定の**期間**ごとに自動車等の機能程度、手入れ状況及び附属品等について**定期検査**を行い、その結果を自動車**検査記録**簿に**記録**しなければならない。 2 **定期検査**は、自動及び**検査**を定めて全自動車について行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に特定の自動車を指定して **点検**するものとする。 3 **整備管理者**は、前項の**点検**の結果、必要な整備を実施するものとする。	道路運送車両法	第48条第1項	(a)国の法令等に基づいて定いている規制	類型2	1①)	2	a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要)	通知・通達の発出等により、アナログ規制を見直す	令和8年3月	国の見直し内容 令和5年3月、自動車の点検整備において、デジタル技術を活用する方法として、「自動車の点検基準(昭和26年運輸省令第75号)」及び「自動車の点検方法(昭和26年運輸省令第76号)」の一部改正により措置された。(令和 19 年版 十二次道路交通白書 317 号)の一部改正により措置された(令和5年7月1日施行)。						
113	徳島市 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	徳島市基金事務取扱規則	第5条	(基金**業務**の**証**明) 第5条 **業務**は、前条に定めるものの**ほか**基金に関係の他恩愛な事項があるときは、速やかに財政課長を経て財政部長に協議しなければならない。 2 **業務**は、基金管理者を指す。その所管に属する基金について関係が**あ**ったときは、その**財政**基金管理者を管理するとともに、**毎年**3月31日現在をもつてその異動状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月末日までに会計管理者に**報告**しなければならない。															アナログ規制に該当しない
114	徳島市 徳島市	契約監理課(工事検査監督石)	口規	規則	徳島市契約規則	第37条	(監督の**確**認) 第37条 監督は、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督は、必要があるときは、請負契約の履行に関して立会、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は**検査**等の方法により監督を し、契約の相手方に必要な報告をするものとする。 3 監督は、工事の施工について主任調査等(会計規則(昭和39年徳島市規則第49号)第7条第2項第2号に規定する主任調査等をいう。以下同じ。)と緊密に連絡を取るとともに、主任調査等の要求に基づき、又は自己の発意により、**工事**に関し**現場**を **視察**するものとする。 4 監督は、監督の実施に当たつて は、契約の相手方の業務を干渉に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によつて知ることのできたその者の業務上の秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。	地方自治法 地方自治法施行令	第234条の2 令和167条の15	(c)国の法令等を参照つつ、自治体の条例等に基づいて定いている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
115	徳島市 徳島市	契約監理課(工事検査監督石)	定期検査・点検	規則	徳島市契約規則	第37条	(監督の**確**認) 第37条 監督は、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督は、必要があるときは、請負契約の履行に関して立会、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は**検査**等の方法により監督を し、契約の相手方に必要な報告をするものとする。 3 監督は、工事の施工について主任調査等(会計規則(昭和39年徳島市規則第49号)第7条第2項第2号に規定する主任調査等をいう。以下同じ。)と緊密に連絡を取るとともに、主任調査等の要求に基づき、又は自己の発意により、**工事**に関し**現場**を **視察**するものとする。 4 監督は、監督の実施に当たつて は、契約の相手方の業務を干渉に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によつて知ることのできたその者の業務上の秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。															アナログ規制に該当しない

	順序の変更なし											整型・PHASE		見直しの方向性の検討						フロントロード			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		見直し予定			見直しの状況（完了済み／未了）	実施の見直しの具体的な内容（法令改正等の場合は詳細がかからるように記載）	未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	基準／関連箇所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	施策条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後際の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに法令改正や変更は既に）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／組織横断の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実施の見直しの具体的な内容（法令改正等の場合は詳細がかからるように記載）	未了の理由	再検討時期
116	徳島県徳島市	契約監理課（工事検査監名））	義務	規則	徳島市契約規則	第38条	（検査の義務等） 第38条 市長は、徳島契約の締結が完了したときは、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、当該契約の内容について検査を行わなければならない。 2 市長は、徳島契約の履行に当たつて、その結果が完了したときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していることを確認するために必要な検査を行わなければならない。 3 市長は、前項の検査の結果、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないと認めるときは、当該契約の履行の内容を是正し、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していることを確認するための検査を行わなければならない。ただし、契約の相手方（以下「相手方」という。）が、当該契約の履行の内容を是正することが適当でないと認めるときは、この限りでない。 4 前項による検査又は検査に契約の相手方又はその代理人が立ち会わないときは、その検査又は検査の結果については、その検査又は検査の結果について異議を申し立てることができない。 5 市長は、検査又は検査の結果に基づき、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないものであるときは、その旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合していないものであるときは、その旨及びその理由を明示した書面により、その相手方に対し、第43条の規定により、当該契約の履行の内容を是正することを求めるものとする。 6 市長は、前項の規定により当該契約の履行の内容を是正することを求めるときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していることを確認するための検査を行わなければならない。 7 検査員は、徳島契約に係る契約事務に関し、第43条の規定により同条に定める措置を行使しなければならない。 8 前2項に規定する調査は、調査を要約するに足りるものであつて、当該調査を行つた者の氏名及び調査の年月日を記載した書面を作成することをもつてこれに代えることができる。 9 平成17年法律第74号第1項第2号規定する契約に、給付の内容が提案された日から6月以内の日（当該契約の履行に係る年度が平成19年度である場合にあつては、当該年度の末日）までに履行されるものであつて、当該契約の履行に係る年度の翌年度の4月1日から起算して10日を経過しないものについては、前項の規定の適用を受けないものとする。 10 前項に規定する調査は、調査を要約するに足りるものであつて、当該調査を行つた者の氏名及び調査の年月日を記載した書面を作成することをもつてこれに代えることができる。 11 前項の規定により当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないものであるときは、その旨を相手方に通知しなければならない。 12 市長は、当該契約に係る契約書に、第43条の規定により同条に定める措置を行使しなければならない旨を記載しなければならない。 13 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 14 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 15 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 16 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 17 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 18 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 19 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 20 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 21 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 22 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 23 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 24 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 25 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 26 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。	・地方自治法 ・地方自治法施行令	・法第234条の2 ・令第167条の15	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
117	徳島県徳島市	市民税課	書面掲示	条例	徳島市市税賦課徴収条例	第10条	（納付の通知） 第10条 法第20条の2の規定による書類の送付の公告は、徳島市役所の掲示板に掲示することにより行う。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため		地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日				
118	徳島県徳島市	資産税課	常駐・専任	条例	徳島市市税賦課徴収条例	第60条	（納付書等の送付） 第60条 市長は、法第420条の2の規定により、納付書を送付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、納付書に代えて、市長が指定する納付期限までに納付すべき税額の決定を通知するための固定資産評価額1人を置く。 2 固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから固定資産評価審査委員会の委員が、固定資産評価の技術者を選出した。	地方税法	第404条、405条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面掲載等により最相に実施する必要があるため						
119	徳島県徳島市	納税課	社会関係・縦覧	固定資産評価審査委員会設置条例	徳島市固定資産評価審査委員会設置条例	第9条	（資料及び証拠の保存及び閲覧） 第9条 委員会は、法第433条第3項の規定によつて提出された書類及び審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。	地方税法	第433条第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	1-2	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面掲載等により最相に実施する必要があるため						
120	徳島県徳島市	住民課（支所・春森等含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民表除票閲覧規則	第4条	（定期調査） 第4条 前条第1項の閲覧の申出があつたときは、市長は、閲覧の区分に応じ、次の各号に掲げる日（以下「閲覧日」という。）を作成し、市長に報告しなければならない。この場合において、その結果が当該契約の内容に適合していないものであるときは、その旨及びその理由を明示した書面により、その相手方に対し、第43条の規定により、当該契約の履行の内容を是正することを求めるものとする。 6 前2項に規定する調査は、調査を要約するに足りるものであつて、当該調査を行つた者の氏名及び調査の年月日を記載した書面を作成することをもつてこれに代えることができる。 7 市長は、前項の規定により当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないものであるときは、その旨を相手方に通知しなければならない。 8 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 9 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 10 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 11 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 12 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 13 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 14 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 15 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 16 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 17 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 18 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 19 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 20 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 21 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 22 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 23 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当該契約の履行の内容が徳島契約の内容に適合していないことを確認するための検査を行わなければならない。 24 市長は、第43条の規定により同条に定める措置を行使しようとするときは、当	地方税法	第433条第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	1-2	c-2. 見直し否（法問可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
121	徳島県徳島市	住民課（支所・春森等含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民表除票閲覧規則	第5条	（閲覧期間） 第5条 閲覧期間は、前期閲覧の日から、市長が特に必要と認めるときに行なうものとする。 2 閲覧期間の開始日の前日までに、その旨を市役所の掲示板に掲示する。	住民基本台帳法	第34条第1項及び同条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	1-2	c-2. 見直し否（法問可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
122	徳島県徳島市	住民課（支所・春森等含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民表除票閲覧規則	第10条	（定期調査の基準日） 第10条 定期調査の基準日は、毎年10月1日とする。ただし、閲覧期間開始日を基準日とした場合には、前項基準日を変更することがある。	住民基本台帳法	第34条第1項及び同条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	1-2	c-2. 見直し否（法問可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
123	徳島県徳島市	財政課	社会関係・縦覧	条例	徳島市「財政事情」公表に関する条例	第5条	第5条 「財政事情」の公表は公告式条例の定めるところにより公告によつてこれを行う。 2 前項の公告は、その公告に係ひ「財政事情」の内容の概要を市役所の掲示板に掲示することにより行なう。 3 前項の規定による縦覧の期間及び縦覧の方法については、必要な事項は市長が別に これを定める。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年4月	個別条例を改正する（令和8年6月定例議会への上程を予定）				
124	徳島県徳島市	財政課	社会関係・縦覧	規則	徳島市「財政事情」の閲覧並びにその方法に関する細則	第2条	第2条 「財政事情」は財政部財政課及び各支所において執務時間中その請求により縦覧に供する。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年6月					
125	徳島県徳島市	財政課	社会関係・縦覧	規則	徳島市「財政事情」の閲覧並びにその方法に関する細則	第3条	第3条 「財政事情」によつて、その閲覧期間中、縦覧を要する事項は、縦覧期間中に閲覧の事項を記入しなければならない。 2 前項の財政事情閲覧者受付簿の様式は別表による。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年6月					
126	徳島県徳島市	財政課	社会関係・縦覧	規則	徳島市「財政事情」の閲覧並びにその方法に関する細則	第4条	第4条 閲覧人は告示された場所で閲覧をしなければならない。 2 閲覧人は「財政事情」を弁部に持出し又は破損汚損若しくは故障等の行為をしてはならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年6月					
127	徳島県徳島市	広報広聴課	書面掲示	訓令	広報広聴事務取扱規程	第3条	（広報及び広聴の方法） 第3条 広報及び広聴は、次に掲げる方法により行うものとする。 （1） 広報紙等の刊行 （2） ホームページ等のインターネットメディアでの発信 （3） 新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアの利用 （4） 行政情報の電子化による提供 （5） 報道機関への資料提供及び記者会見の開催 （6） 市政に関する意見交換会の実施及び懇談 （7） 市政に関する市政の意識調査 （8） 市政に関する説明会及び意見交換会の開催	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
128	徳島県徳島市	住民課（支所・春森等含む）	FD等の記録媒体	条例	印鑑の登録及び証明に関する条例	第5条	（印鑑の登録及び印鑑登録証の交付） 第5条 市長は、前条の規定による登録及び確認を行つたときは、印鑑登録簿に電子計算組織により磁気ディスクにれに準ずる方法により一定の事項を調製に記録しておくことができるものとする。 2 印鑑登録簿には、印鑑の氏名、住所、生年月日、性別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、登録年月日及び登録番号を記録するものとする。 （1） 登録番号 （2） 登録年月日 （3） 氏名に変更があつた者に係る住所（住民基本台帳法第8条第1項及び第30条の13に規定する住民をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスクに、これに準ずる方法により一定の事項を調製に記録しておくことができる者をいう。）をもつて調製する住民票に、あつては、記録（以下同じ。）がされている場合にあつては、氏名及び住民票コード） （4） 出生年月日 （5） 性別 （6） 住所 3 前項各号に掲げるものの ほか、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては当該通称を、住民票の備考欄に氏名の片仮名表記の記載がされている場合にあつては当該氏名の片仮名表記をそれぞれ登録するものとする。 4 市長は、第1項の規定により印鑑を登録したときは、当該登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）又はその代理人に対し印鑑登録証を交付するものとする。																	
129	徳島県徳島市	市民生活相談課	書面掲示	条例	住民表示に関する条例	第4条	（住居番号の表示） 第4条 建物等の所有者、管理者又は占有者は、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を道行人から見やすい箇所に表示しておかなければならない。 （1） 当該建物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近 （2） 当該建物等が主要な出入口が道路に面していない場合は、当該建物等から道路への主要な通路が道路に接している部位 2 前項の表示の様式は、別表に定める。	住民表示に関する法律	第8条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	1-2	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規目的を達成できないため						
130	徳島県徳島市	市民協働課	書面掲示	規則	徳島市地域コミュニティセンター条例施行規則	第3条	（利用料金の徴収） 第3条 指定管理者は、利用料金を徳島市地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）内の利用者の目に触れやすい場所に掲示しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
131	徳島県徳島市	市民協働課	書面掲示	規則	徳島市地域コミュニティセンター条例施行規則	第3条	（利用料金の徴収） 第3条 指定管理者は、利用料金を徳島市地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）内の利用者の目に触れやすい場所に掲示しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
132	徳島県徳島市	市民協働課	書面掲示	規則	徳島市まちづくり活動センター条例施行規則	第3条	（利用料金の徴収） 第3条 指定管理者は、利用料金を まちづくり活動センター（以下「センター」という。）内の利用者の目に触れやすい場所に掲示しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
133	徳島県徳島市	市民協働課	書面掲示	規則	徳島市老人福祉農業例施行細則	第3条	（利用料金の徴収） 第3条 指定管理者は、徳島市老人福祉館（以下「老人福祉館」という。）の利用料金を老人福祉館内の利用者の目に触れやすい場所に掲示しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
134	徳島県徳島市	市民協働課	書面掲示	規則	徳島市総合交流センター条例施行規則	第3条	（利用料金の徴収） 第3条 指定管理者は、徳島市総合交流センター（以下「センター」という。）の利用料金をセンター内の利用者の目に触れやすい場所に掲示しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
135	徳島県徳島市	文化スポーツ振興課	社会関係・縦覧	条例	徳島市文化振興施設設置条例	第14条	（利用状況の報告） 第14条 指定管理者の条件は、文化振興施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を報告報告することができる。 2 前項報告は、正当な理由がなければ、前項の規定による報告を拒んでならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-3	1-3	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規目的を達成できないため						
136	徳島県徳島市	文化スポーツ振興課	社会関係・縦覧	条例	徳島市文化振興施設設置条例施行規則	第14条	（利用状況の報告） 第14条 指定管理者の条件は、文化振興施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を報告報告することができる。 2 前項報告は、正当な理由がなければ、前項の規定による報告を拒んでならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
137	徳島県徳島市	健康福祉政策課	社会関係・縦覧	条例	徳島市生涯福祉センター条例	第15条	（利用状況の報告） 第15条 指定管理者の条件は、生涯福祉センターの管理上必要があると認めるときは、その利用の状況を報告報告することができるものとする。 2 前項報告は、正当な理由がなければ、前項の規定による報告を拒んでならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	1-2	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規目的を達成できないため						
138	徳島県徳島市	健康福祉政策課	定期検査・点検	条例	徳島市生涯福祉センター条例	第15条	（利用状況の報告） 第15条 指定管理者の条件は、生涯福祉センターの管理上必要があると認めるときは、その利用の状況を報告報告することができるものとする。 2 前項報告は、正当な理由がなければ、前項の規定による報告を拒んでならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	2	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	実施上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和11年3月					
139	徳島県徳島市	市民生活相談課	常駐・専任	条例	消費生活センター組織、運営等に関する条例	第3条	（所長等の職） 第3条 消費生活センターに、消費生活センターの業務を管理するため所長を置くものとする。 2 消費生活センターに、前項に規定する所長を補佐し、消費生活相談員（以下「相談員」という。）その他の職員を置くものとする。	消費者安全法	第10条第2項第1号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面掲載等により最相に実施する必要があるため						
140	徳島県徳島市	市民生活相談課	対面調査	条例	消費生活センター組織、運営等に関する条例	第6条	（研修の機会の確保） 第6条 市長は、消費生活センターに対して法第8条第2項各号に掲げる業務に従事する職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保するものとする。	消費者安全法	第11条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
141	徳島県徳島市	子ども保育課	対面調査	規則	徳島市公設定こども園条例施行規則	第19条	（非常災害への対策） 第19条 園長は、こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領及びこれに基づく具体的な対処を熟慮し、非常災害に対する避難訓練等を実施するとともに、適切な方法により定期的に職員、園児及び関係者に周知するものとする。																	
142	徳島県徳島市	子ども保育課	対面調査	規則	徳島市公設定こども園条例施行規則	第20条	（通園区域及び定員） 第20条 園長は、園児の入園の種類及び通園区域ごとの定員を定めるものとする。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
143	徳島県徳島市	子ども保育課	対面調査	規則	徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則	第21条	（通知書の提出） 第21条 市長は、法、条例及び規則の要旨並びに指定医療機関及び指定薬局の名称及び所在地を、掲示その他適当な方法により学校医等に周知しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
144	徳島県徳島市	体育保健給食課	書面掲示	教育委員会規則	徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則	第22条	（証明書の提出） 第22条 教育委員会は、法、条例及び規則の要旨並びに指定医療機関及び指定薬局の名称及び所在地を、掲示その他適当な方法により学校医等に周知しなければならない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
145	徳島県徳島市	子ども保育課	定期検査・点検	規則	徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則	第25条	（定期報告等） 第25条 2年以上療養補償を受ける者又は年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その療養費に係る請求の現状では療養費請求の全知識の算定の基礎となる通知の現状に関し、療養・療養の現状報告書（別記様式第23号）又は通知の現状報告書（別記様式第24号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、市長が為うがしめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
146	徳島県徳島市	体育保健給食課	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則	第26条	（定期報告等） 第26条 2年以上療養補償を受ける者又は年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その療養費に係る請求の現状では療養費請求の全知識の算定の基礎となる通知の現状に関し、療養・療養の現状報告書（別記様式第23号）又は通知の現状報告書（別記様式第24号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がるがしめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。	条例例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用点で変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
147	徳島県徳島市	住宅課	定期検査・点検	条例	徳島市営住宅条例	第30条	（収入超過者等に関する認定） 第30条 市長は、法第16条第2項の規定によつて公営住宅の入居者の収入の額が第6条第1項第2号ア から オまで に掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居していると き は、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2 市長は、第1項第2号ア に規定した「引き続き3年以上入居していると き」とは、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居していることを、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居していることを、当該入居者の収入が第1項第2号ア から オ までに掲げる金額を超えた ことを、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居していることを、市長が定めるところにより確認するものとする。 3 入居者は、前2項の認定に際し、市長が定めるところにより報告をすることができる。この場合において、市長は、報告の内容を 審査し、必要があれば当該認定を更正する。	公営住宅管理標準条例（案）について平成8年10月14日建設省住総発第15号）	第28条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-1	1-1	c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面掲載等により最相に実施する必要があるため						
148	徳島県徳島市	住宅課	社会関係・縦覧	条例	徳島市営住宅条例	第37条	（収入状況の報告の請求等） 第37条 市長は、第4条第1項及び第4項、第32条第1項及び第3項に、（以第34条第1項の規定による変更及び同規定第4の決定、第19条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による変更、前規定終結ふいは全部の減免等に (以 前 の 規 定) と の 動 の 関 係 、 第 13 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 動 の 減 免 、 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 動 の 減 免 、 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 市 営 住 宅 の 入 居 者 の 収 入 の 状 況 に 関 し 、 必 要 があ る と 認 め る と き は 、 入 居 者 の 収 入 の 状 況 について、当該入居者にその報告を求めることができる。 2 市長は、前項の規定により当該入居者に報告を求めるときは、その旨及び市営住宅の収入関係書類に、必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者にその報告を求めることができる。 3. 市長は、前2項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 4 市長は、前項の規定により当該入居者に説明を求めるときは、その旨を当該入居者に通知しなければならない。 5. 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 6 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 7 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 8 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 9 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 10 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当 該 書 類 に つ い て 説 明 を 求 め ることができる。 11 市長は、第1項の規定により報告を求めて 当該入居者の収入に関する書類を提出した 場合 に は 、 当 該 入 居 者 に 対 し 、 当	公営住宅管理標準条例（案）について平成8年10月14日建設省住総発第15号）	第35条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2	1-2	b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難なため）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには運用の変更は困難なため						
149	徳島県徳島市	住宅課	日常	条例	徳島市営住宅条例	第58条	（立入検査） 第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。 2 前項の検査に関して、職に関しては市営住宅に立ち入ると き は、あらかじめ、当該

	棚卸の対象											整理・PHASE		見直しの方向性の検討					フォローアップ			
														見直しの方向性			見直し予定				未了の場合		
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制模範の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後国の方変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難)) c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し時(法令等による規制等が期待されて存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続規制の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（完了済みの場合)(分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
160	徳島県徳島市	環境政策課	届出	条例	宅地 地に放置された施設の設去等に関する条例	第9条	【立入調査等】 第9条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に立ち入り又は物品の提出を求めたり、関係者に質問させ、又は関係人に質問させることができる。 2　前項の規定により職員が立入調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第1項の規定による報告は、和歌浦金の方に認められたものとする。	廃棄物処理法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
161	徳島県徳島市	環境政策課	届出提示	条例	徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例	第14条	【許可等の通知書】 第14条　市長は、第9条第2項の規定により許可を申請を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した許可等の通知書を交付しなければならない。 (1)　墓地、納骨堂又は火葬場の名称　(2)　墓地、納骨堂又は火葬場の所在地　(3)　許可等年月日、許可等番号、許可年月日、許可条件及び経営主体を明示すること。 (4)　墓地の区域内の土地に定められた墓所の数、許可年月日、許可等番号、許可条件及び経営主体を明示すること(宗教法人の経営に係る墓地に限る。)。 (5)　墓碑等を置く区画に定められた墓所の数 (6)　市が広さ、又は範囲によって墓地等の施設について、遅やかに修復等を行うこと。	墓地埋葬法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	1②)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
162	徳島県徳島市	環境政策課	常駐・専任	条例	徳島市墓地条例	第10条	(管理人の選任等) 第10条　第4条第1項に規定により、対象者が本市の区域外に転居した場合又は法令等の規定により、管理人を選任しなければならない。 2　前項の規定により管理人を選任しなければならない墓地管理人の所有者は、その住所を変更した場合は、遅やかに本市に住所を有する者を墓地管理人として選任し、市長に届け出なければならない。墓地管理人を選任した場合は、遅やかに、その旨を市長に届出をしなければならない。															アナログ規制に該当しない
163	徳島県徳島市	経済政策課	定期検査・点検	条例	徳島市中小企業振興基本条例	第14条	(実態把握の公表) 第14条　市は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。															アナログ規制に該当しない
164	徳島県徳島市	経済政策課	届出	規則	商店街共同施設設置等補助金交付規則	第5条	(補助金交付の決定) 第5条　市長は、提出された申請書及び必要な書類を審査し、適当と認めたときは、第1条に規定する目的にかなうものかどうか審査し、交付の決定をする。	補助規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
165	徳島県徳島市	農業委員会事務局	定期検査・点検	農業委員会訓令	徳島市農業委員会事務局規程	第9条	(勤務の事後等) 第9条　職員は、次の事項について報告することができる。 (1)　人事に関する全部又は一部の法令等職務の得分に関すること。 (2)　職員に対する賞罰に関すること。 (3)　職員の番号分配に関すること。 (4)　職員の休憩に関すること。 (5)　公文書の調査、開示等(公開の可否の決定を含む。)に関すること。 (6)　個人情報の開示、訂正及び利用の不可の決定に関すること。 (7)　定例の調査の実施及び公表等に関すること。 (8)　証明に関すること。 (9)　職員の福利に関すること。 (10)　職員に対する指導員、研修、体日の休日及び時間外の勤務命令に関すること。 2　前項の規定により報告した結果は、その報告事項に属する事務について、報告を必要と認めるものは専決のうえその他のもので必要なものは、定期的に不の処理の状況を会長に報告しなければならない。															アナログ規制に該当しない
166	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第6条	(開場の時間等) 第6条　市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。 2　卸売業者のうち卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。 3　前項の時刻は、市場内の掲示場に、市場内の掲示場に、掲示する。 4　前条第4項の規定は、水産物荷受用の業務時間について準用する。	卸売市場法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月	開設条例を改正する(令和8年12月定例議会への上程を予定)				
167	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第12条	(事業報告書の提出) 第12条　卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第7条第1項で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度の終連後90日以内に市長に提出しなければならない。															アナログ規制に該当しない
168	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第25条	(事業報告書の提出) 第25条　仲卸業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、毎事業年度終連後90日以内に市長に提出しなければならない。															アナログ規制に該当しない
169	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	届出	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第45条	(販売前に対する仕分け物品の検収) 第45条　卸売業者又は卸売業者から物品の検収を行うよう委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について規定を超のときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の検査を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託を受けた者は、その代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。 2　卸売業者は、受託物品のうち、前項の検査の対象とされた物品のうち、検査員の検査を終え、同項の確認を受けて、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。	卸売市場法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
170	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第50条	(卸売市場の変更届等) 第50条　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売をした数量及び価格その他の卸売取引の結果等を市長に報告しなければならない。 2　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売をした数量及び価格その他の卸売取引の結果等を市長に報告しなければならない。 3　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月1日までに、前月中に生じた卸売の取引状況を市長に報告しなければならない。	卸売市場法施行規則	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
171	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第55条	(委託子会社の設) 第55条　卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについての委託者から収受する委託手数料の額を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。 2　卸売業者は、前項の規定により委託手数料の額を卸売業者は市長に届出の際、市長に提示を求めたり、書類に開示しなければならない。 3　市長は、第1項の委託手数料の額の委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。	卸売市場法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
172	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	届出	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第66条	(報告及び検査) 第66条　市長は、この条例に定められている適正事業を取引参加者に遵守させるために必要な限度において、取引参加者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市場の施設に、取引参加者の事務所その他の事務を行う場所に立ち入り、その事務所、若しくは場所に、その状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	卸売市場法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
173	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第40条	(報告義務) 第40条　開場事業者は、毎月10日までに、前月中の営業実績について、開場事業者月間営業報告書を市長に提出しなければならない。															アナログ規制に該当しない
174	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第44条	(入札方法) 第44条　入札用紙は、卸売業者ごとの指定物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を掲示するか又は呼び上げた後入札人に入札書により行わなければならない。 2　卸売業者は、入札終了後速やかに入札を開札しなければならない。 3　最最入札価格の入札人を落札人とする。その他の価格による場合に最高入札価格が当該物品に適ないときは、この限りでない。 4　前条第4項及び第5項の規定は、入札方法に準用する。	卸売市場法施行規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
175	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第55条	(受託契約書の掲示) 第55条　卸売業者は、条例第44条の規定により銘打た受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	卸売市場法施行規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
176	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	届出	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第56条	(受託物品等の提出検査) 第56条　卸売業者が条例第45条第1項の規定を受けようとするときは、受託物品提出検査申請書を市長に提出しなければならない。 2　条例第45条第1項の提出検査は、その提出をする物品のみを規則等において卸売業者が決める。当該物品の容器の形状、種類、内容、重量、鮮度、品質等について行う。 3　条例第45条第1項の提出検査を終了したときは、市長は、受託物品提出検査証を交付する。	卸売市場法施行規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
177	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第93条	(市場不開による取引) 第93条　市場における取引関係者の住所又は居所が知れないために、市場における取引の関係書類の送達をすることができない場合には、市場内の掲示板にその旨を掲示するこの場合においては、掲示の日から7日目を経たって当該書類は送達されたものとみなす。	卸売市場法施行規則	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
178	徳島県徳島市	中央卸売市場経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第94条	(掲示事項) 第94条　市長は、次の各号に掲げる場合においては、市場内に当該各号に掲げる事項を掲示する。その変更があったときも同様とする。 (1)　条例第5条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととするとき　その旨及び開場の規定により開場する日又は開場しない日 (2)　条例第6条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき又は同条第2項の規定により卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき　その旨並びに変更後の開場の時間又は卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻 (3)　条例第8条第1項の規定により市場の区域又は入札の方法により売買取引を行う物品及び部合等を定めたとき　その旨並びに同項の規定によりせり売り又は入札の方法により売買取引を行う物品及び部合等 (4)　条例第12条の規定により市場の区域の一部を閉鎖したとき　その旨 (5)　条例第13条第3項の規定により市長が営業方法について指示したとき　その旨及び同項の規定による市長の営業方法の指示内容 (6)　条例第14条第3項の規定により物品の売買を禁止され、又は禁止を命じたとき　その旨並びに同項の規定による売買差止め又は禁止命令の理由及び概要 (7)　条例第16条の規定に基づく処分をしたとき　その旨並びに同条の規定に基づく処分の理由及び概要 (8)　卸売業者、仲卸業者及び売買参加者の業務を停止し、若しくは廃止したとき又はこれらの者がその資格を失ったとき　その旨並びに所可者しくは承認を不当又は資格を失った者の住所又は名称又は名称若しくは資格を失ったときにあっては、その理由 (9)　市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき　その旨及び改正文 (10)　前各号に掲げるほか、市長が掲示する必要があると認めたとき　その旨及び必要事項	卸売市場法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
179	徳島県徳島市	公園緑地課	届出	条例	徳島市都市公園条例	第10条の2	(立入検査等) 第10条の2　市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例による行可事項等その他必要と認める事項について使用者から報告を求め、又は本市職員を、その必要と認市に立ち入らせ、関係者に対質させ、検査させることができ、または、その職員に、質問させることができる。 2　前項に規定するあ市職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。	都市公園法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
180	徳島県徳島市	公園緑地課	書面提示	条例	徳島市都市公園条例	第11条の3	(工作物等を使用した場合の公示の方法) 第11条の3　法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1)　前条各号に掲げる事項を、規則で定める様式に従って作成した文書を、市の掲示場に掲示すること。 (2)　前条第1項に掲げる工作物等の工作物に表面に貼付したものとすること。ただし、市長が公園の管理上やむを得ないと認めるときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、その工作物等を設置した旨の公示をすることができるものとすることができる。この場合の事務を徳島市公園条例(昭和25年徳島市条例第21号)第2条第2項に規定する規則に関する事務とする。 2　市長は、前項に規定する方法による公示を行うときに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	都市公園法	第27条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 ここに、 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「デジタル関係改革推進法」という。)による都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の改正により、デジタル規制改革推進法の施行期日(令和5年8月1日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)待ち					
181	徳島県徳島市	公園緑地課	住民閲覧・縦覧	条例	徳島市都市公園条例	第11条の3	(工作物等を使用した場合の公示の方法) 第11条の3　法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1)　前条各号に掲げる事項を、規則で定める様式に従って作成した文書を、市の掲示場に掲示すること。 (2)　前条第1項に掲げる工作物等の工作物に表面に貼付したものとすること。ただし、市長が公園の管理上やむを得ないと認めるときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、その工作物等を設置した旨の公示をすることができるものとすることができる。この場合の事務を徳島市公園条例(昭和25年徳島市条例第21号)第2条第2項に規定する規則に関する事務とする。 2　市長は、前項に規定する方法による公示を行うときに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	都市公園法	第27条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
182	徳島県徳島市	公園緑地課	書面提示	条例	徳島市都市公園条例施行規則	第13条	(場所の場所) 第13条　条例第11条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所前の掲示場とする。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 ここに、 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「デジタル関係改革推進法」という。)による都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の改正により、デジタル規制改革推進法の施行期日(令和5年8月1日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)待ち					
183	徳島県徳島市	公園緑地課	届出	条例	とくしま植物園条例の根拠例条例	第11条	(利用状況の調査) 第11条　指定管理者の体制は、植の根拠所の管理上必要と認めるときは、その利用の状況を随時調査することができるものとする。 2　利用者は、正当な事由がなければ、前項の規定による調査を拒んではならない。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
184	徳島県徳島市	公園緑地課	定期検査・点検	条例	とくしま植物園条例の根拠例条例	第11条	(利用状況の調査) 第11条　指定管理者の体制は、植の根拠所の管理上必要と認めるときは、その利用の状況を随時調査することができるものとする。 2　利用者は、正当な事由がなければ、前項の規定による調査を拒んではならない。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
185	徳島県徳島市	公園緑地課	書面提示	条例	徳島市商業戦光施設事業条例	第5条	(運転時間) 第5条　第1条に規定する施設の運転時間は、次のとおりとする。 (1)　4月から10月まで　午前9時から午後9時まで (2)　11月から3月まで　午前9時から午後10時まで 2　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、これを変更することができる。 3　指定管理者は、前項の規定により、運転時間を変更した場合は、施設又は敷地入の見やすい場所にその変更したことする運転時間を掲示するものとする。	奈良施設に関する特規と の基準を定める条件(昭和62年運輸省第16号)第32条	第32条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
186	徳島県徳島市	経済政策課	書面提示	条例	徳島市商業戦光施設事業条例	第28条	(休憩の休止) 第28条　市長は、駐車場の構造その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。 2　市長は、前項の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止しようとするとき、又は休止している駐車場の全部若しくは一部の供用を再開しようとするときは、その旨を掲示板等の見やすい場所に掲示するものとする。	奈良施設に関する特規と の基準を定める条件(昭和62年運輸省第16号)第32条	第32条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
187	徳島県徳島市	にぎわい交流課(阿波おどり観光推進室含む)	書面提示	規則	徳島市商業戦光施設事業条例施行規則	第22条	(駐車場の利用) 第22条　指定管理者は、鳴山ロープウエイの旅客又は荷送人及び駐車場の利用者がその利用に関しうるべき事項を当該施設の見やすい場所に掲示するものとする。	奈良施設に関する特規と の基準を定める条件(昭和62年運輸省第16号)第32条	第32条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
188	徳島県徳島市	にぎわい交流課(阿波おどり観光推進室含む)	届出	条例	阿波おどり会館条例	第14条	(利用状況の調査) 第14条　指定管理者の体制は、阿波おどり会館の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を随時調査することができる。 2　施設利用者は、正当な理由がなければ前項の規定による調査を拒んではならない。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
189	徳島県徳島市	にぎわい交流課(阿波おどり観光推進室含む)	定期検査・点検	条例	阿波おどり会館条例	第14条	(利用状況の調査) 第14条　指定管理者の体制は、阿波おどり会館の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を随時調査することができる。 2　施設利用者は、正当な理由がなければ前項の規定による調査を拒んではならない。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の規程等が可能な運用に変更済みのため						
190	徳島県徳島市	建築指導課	書面提示	規則	徳島市都市計画法施行規則	第8条	(開発行為の届出) 第8条　法第32条第1項に規定する工事の完了の公告は、徳島市公告式条例(昭和25年徳島市条例第21号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。		—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和10年4月					
191	徳島県徳島市	都市建設政策課	届出	条例	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第6条	(立入検査) 第6条　市長又その命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による報告をさせるため必要があると認めるときは、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている建築等を調査させることができる。 2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3　前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 4　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	都市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第6条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①)		d.廃止検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月					
192	徳島県徳島市	都市建設政策課	書面提示	規則	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	第5条	(標識の設置) 第5条　条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、標識(別記様式第8号)を当該許可を受けた行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。	都市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②)	2	d.廃止検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月					
193	徳島県徳島市	都市建設政策課	定期検査・点検	条例	徳島市景観ネットづくり条例	第14条	(景観重要建造物の管理の方法の基準) 第14条　法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。 (1)　景観重要建造物の規模は、原則として、当該景観形の外観を変更しないこと。 (2)　所火等の設置その他の火の使用の設置を禁ずること。 (3)　景観重要建造物の維持又は管理を行うため、その敷地、構造及び建築基準法第3条1項に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。 (4)　自然に関する文の保護、景観重要建造物の設計方景観の改造のため必要な設置を禁ずること。	景観法	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①)	1①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						

	棚卸の対象											整型・PHASE		見直しの方向性の検討						フローアップ			
														見直しの方向性		見直しの方向性の詳細		見直し予定				未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／掲示内容	根拠法令等／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(法的可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実施の見直しの具体的な内容(※三行ポキ等既に評価がかかるように記載)	未了の理由	再検討時期
194	徳島県 徳島市	都市建設改策課	書面掲示	規則	徳島市屋外看板ちづくり条例施行規則	第10条	【景観重要建造物の標識の設置】 第10条　市長が、条例第16条第2項の規定により、道路その他の公共の場所から公衆に見やすい場所に設置するものとする。 1 名称 (2) 指定番号 (3) 指定年月日	景観法 景観法施行規則	第21条第2項第6条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	d.継続検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月						
195	徳島県 徳島市	都市建設改策課	書面掲示	規則	徳島市屋外看板ちづくり条例施行規則	第13条	【景観重要樹木の標識の設置】 第13条　市長が、条例第30条第2項の規定により、道路その他の公共の場所から公衆に見やすい場所に設置するものとする。 1 名称 (2) 指定番号 (3) 指定年月日	景観法 景観法施行規則	第30条第2項第13条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1-2	d.継続検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月						
196	徳島県 徳島市	道路維持課	口頭	達	水道防災規程	第1条	【第1条】	地方自治法		(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-①)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和11年3月						
197	徳島県 徳島市	道路維持課	書面掲示	条例	徳島市移動等円滑のために必要な空間の構成に関する基準を定める条例	第31条	【案内標識】 第31条　公園、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある場所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる可比所路、駅前広場その他の施設及びエレベーターその他の移動円滑化のために必要な施設の案内標識を設けなければならない。ただし、当該所可が次の各号に掲げるものに関するものである場合は、この限りでない。 (1) 公共の用に供する橋 (2) 水道管、ガス管及び電信電話線 (3) 道路橋 2 前項の規定にかかわらず、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第29条の規定による標識を掲示した場合は、前項の規定を適用しない。	移動円滑化のために必要な道路の構造及び施設等に関する基準を定める省令 特定建築物の敷地及び施設に係る移動等円滑化の基準を定める条例	第44条第1項及び第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
198	徳島県 徳島市	河川水路課	書面掲示	規則	徳島市準用河川管理規則	第4条	【許可事項の標識】 第4条　占用者の許可を受けた者は、前条の許可期間中見やすい場所に別記様式に規定する標識を設けなければならない。ただし、当該許可が次の各号に掲げるものに関するものである場合は、この限りでない。 (1) 公共の用に供する橋 (2) 水道管、ガス管及び電信電話線 (3) 道路橋 2 前項の規定にかかわらず、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第29条の規定による標識を掲示した場合は、前項の規定を適用しない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和11年3月					
199	徳島県 徳島市	河川水路課	定期検査・点検	条例	徳島市都市下水路条例	第3条	【都市下水路の維持管理の技術上の基準】 第3条　法第2条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関する技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水(法第2条第1号に規定するものを含む。)第6条第3項に対して同じ。)の機能に支障がない限定については、この限りでない。 (2) 排水施設を補修する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために、開閉ふたまたはゲートを設置し、当該開閉ふた又は開閉ゲートの点検は、1年に1回以上行うこと。	下水道法施行令	第18条第3号	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
200	徳島県 徳島市	建築指導課	定期検査・点検	規則	徳島市建築基準法施行規則	第6条	【建築物の定期報告】 第6条　令第第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年の6月1日から11月30日までとする。 (1) 政令第16条第1項第1号、第2号、第3号(法別表第1(い)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)又は第4号に掲げる建築物　平成25年を初年とする同年以後の3年ごとの各年。 (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供するもの　平成28年を初年とする同年以後の3年ごとの各年。 (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、前2号に掲げるものの以外のもの　平成29年を初年とする同年以後の3年ごとの各年。 2 政令第16条第1項各号に規定する建築物の用途のうちの2以上の用途に供される建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供される部分ごとにその床面積を合計し、その床面積の合計が最大となるものを当該建築物の用途とし、前項の規定を適用する。 3 省令第5条第4項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 所有者別一覧表 (2) 平面図 (3) 配置平面図 4 法第12条第1項の規定による報告に係る調査は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
201	徳島県 徳島市	建築指導課	定期検査・点検	規則	徳島市建築基準法施行規則	第7条	【特定建築物定期報告の定期報告】 第7条　法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築物敷等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設けられるものであって、次に掲げるものとする。 (1) 法第3条第2項若しくは第5項の規定により除かれた敷地敷(保安設備設置を除く。) (2) 法第3条に規定する排煙設備(排煙機又は送風機を有するものに限る。)又は非常用の照明装置 2 政令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物敷等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。 (1) 政令第16条第1項第1号に掲げる建築物　毎年4月1日から翌年3月31日まで (2) 政令第16条第1項第2号に掲げる劇場　毎年6月1日から11月30日まで (3) 前項各号に掲げる特定建築物敷等　毎年6月1日から11月30日まで 3 政令第6条第4項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 所有者別一覧表 (2) 平面図 (3) 配置平面図 4 法第12条第1項の規定による報告に係る調査は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
202	徳島県 徳島市	建築指導課	定期検査・点検	規則	徳島市建築基準法施行規則	第7条の2	【工作物の定期報告】 第7条の2　令第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 法第90条第1項の規定により委任する法第12条第3項及び第5項に係る調査又は報告は、報告の日前3月以内になされたものでなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
203	徳島県 徳島市	建築指導課	口頭	条例	徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	第11条	【立入検査等】 第11条　市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	駐車場法	第18条第1項及び第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
204	徳島県 徳島市	都市建設改策課	住民閲覧・縦覧	条例	徳島市宅地計画等の案の作成手続に関する条例	第2条	【地区計画等の案の提示】 第2条　市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 (1) 地区計画等の案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域 (2) 縦覧場所	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
205	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	書面掲示	教育委員会規則	徳島市教育委員会公告式規則	第2条	【規則等の公布】 第2条　規則等は、公報において題名をした日から起算して7日以内に公布するものとする。 2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の別の前文及び教育委員会名を記入して教育委員会印を押さなければならない。 3 規則等の公布は、徳島市役所掲示場に掲示してこれを行なう。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第15条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1-②	1-②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに法令の変更は困難だため						
206	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市教育委員会事務委任規則	第4条	【管理及び執行の状況の報告】 第4条　教育長は、第2条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、特に必要と認めるものは、随時、その他のものについては定期的に教育委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
207	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	定期検査・点検	教育委員会規則	教育長事務専決規程	第3条	【専決の報告】 第3条　教育長は、その専決事項について特に必要と認められるものは、書決のつど、その他のものの可必要なものは、定期的にその処理の状況を教育委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
208	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	対面講習	教育委員会規則	徳島市青少年育成婦唱センター設置に関する規則	第5条	【婦唱員】 第5条　青少年育成婦唱センターに青少年婦唱員(以下「婦唱員」という。)をおく。 2 婦唱員の定員は、170人以内とする。 3 婦唱員は、青少年問題に理解と識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。 4 婦唱員の任期は2年とする。ただし、再委嘱することができる。 5 婦唱員は婦唱センターの職務を誠実に遂行しなければならない。 6 婦唱員は婦唱センターの職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。 7 婦唱員は青少年の健全育成のために、連絡の強化とその成果の向上を図るよう努めるものとする。												アナログ規制に抵触しない	
209	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市教育委員会事務決裁規程	第8条	【専決の報告】 第8条　この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に関する事務について、特に必要と認められるものは、専決のつど、その他のもの で必要なものは、定期的にその処理の状況を上司に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
210	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市教育委員会職員安全衛生規則	第5条	【安全管理者】 第5条　法第11条第1項の規定に基づき、総括衛生管理者(徳島市立学校(幼稚園)給食室)に安全管理者を置き、体育授業給食調理員を2で充てるものとし、体育授業給食調理員の職に2人を置く場合には、体育授業給食調理員1人を安全管理者に充てるものとする。ただ、安全管理者の資格を有する者に適当な者がこの限、職員で当該資格を有する者のうちから教育委員会が適任と認めるものとして充てる。	労働安全衛生法	第11条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
211	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市教育委員会職員安全衛生規則	第6条	【衛生管理者】 第6条　法第12条第1項の規定に基づく衛生管理者は、次の各号に掲げる事業場にそれぞれ1人以上置くものとし、職員のうちから教育委員会が適任である。 (1) 給食室 (2) 幼稚園 2 衛生管理者は、法第10条第1項の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するほか、省令第11条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
212	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市教育委員会職員安全衛生規則	第7条	【衛生推進者】 第7条　法第12条の2の規定に基づく衛生推進者は、職員のうちから教育委員会が選任する。 2 衛生推進者は、法第11条第1項各号に定める業務(衛生に係る業務に限る。)を担当するものとする。	労働安全衛生法	第12条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
213	徳島県 徳島市	教育委員会総務課	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市教育委員会職員安全衛生規則	第8条	【産業医】 第8条　法第13条の規定に基づく産業医は第6条の規定による衛生管理者を兼ねる事業場に置くものとし、医師のうちから教育委員会が選任する。 2 産業医は、各事業場毎に毎月1回以上巡視し、省令第13条第1項に定める職務を行うものとする。 3 産業医は、この規則に基づく職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
214	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市教育研究所規則	第5条	【報告】 第5条　所長は、毎年度事業計画及びその実施結果を教育委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
215	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市通級指導教室施設設置条例施行規則	第6条	【在籍校への報告】 第6条　施設長は、通級する児童及び生徒の在籍校の学校長に対し、毎月、次に掲げる事項について報告する。 (1) 指導の内容 (2) 指導の経過及び状況 (3) 前2号に掲げるものの ほか、必要と認められる事項	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
216	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	対面講習	教育委員会規則	徳島市通級指導教室施設設置条例施行規則	第8条	【教育職等職員の研修と研究】 第8条　不断に、かつ、ひろがるような研修及び研究をする。 (1) 不断に、かつ、ひろがるような研修及び研究を行う。 (2) 不断に、かつ、ひろがるような研究を行う。 (3) 研究を行う。 (4) 研究を行う。 (5) その他必要な研修及び研究	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
217	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第9条の17	【学校評価】 第9条の17　市長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、学校法、その他関係法令、通知及び指令を踏まえて行うものとする。 3 市長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の教育その他の当該学校の管理者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。 4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び第3項の規定による評価を行った者はその結果を、毎年3月末日までに委員会に報告するものとする。	学校教育法施行規則	第66条～68条、第79条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						
218	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	対面講習	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第12条の4	【教育の調査及び研究】 第12条の4　教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員が、同法第22条第2項に基づき、授業に支障のない範囲内で勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ所長に研修申請書を提出し、承認を受けなければならない。 2 前項により教員が研修に従事した場合は、事後遅やかに校長に研修報告書を提出しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
219	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第13条	【勤務報告】 第13条　校長は、県費負担教職員の休暇、出張その他の勤務状況について、年度ごとに、勤務報告書により、翌年の4月20日までに委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
220	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第17条	【防火警備】 第17条　校長は、毎年度学校の防火及び警備について責任者を定める等所ニこれに対する処置を講じ、学年始めにその計画を委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
221	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	口頭	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第18条	【日直及び宿直】 第18条　学校及び宿直員は、校舎が安全であるものとする。 2 日直及び宿直員は、学校の施設・設備、教師等の保全、外部との連絡文書の収受及び校内の指揮を行うものとする。 3 日直及び宿直員の服務については、校長が定める。	徳島県教育委員会規則部長規則	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-①	1-①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
222	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第18条	【日直及び宿直】 第18条　学校及び宿直員は、校舎が安全であるものとする。 2 日直及び宿直員は、学校の施設・設備、教師等の保全、外部との連絡文書の収受及び校内の指揮を行うものとする。 3 日直及び宿直員の服務については、校長が定める。	徳島県教育委員会規則部長規則	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
223	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第21条	【月末報告】 第21条　校長は、毎月末に児童又は生徒の在籍者数及び転出入者数を委員会に報告しなければならない。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第21条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年4月					
224	徳島県 徳島市	学校教育課(婦唱センター研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立小学校及び中学校管理規則	第22条	【運転免許証の確認等】 第22条　校長は、毎年度、4月1日以後速やかに、運転免許を受けている県費負担教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証(原本に限る。)を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。 (1) 十条の条件を付ける自動車運転免許(昭和34年道路交通取締法(昭和26年法律第105号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者 (2) 通勤において自動車道路法第3条第1項に規定する高速自動車国道(昭和26年法律第105号)第2条第2項に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者 2 校長は、前項に規定する場合の ほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている県費負担教職員の運転免許証の有効期間等の確認を行うものとする。 3 校長は、前2項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。	当該例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-①	1-①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
225	徳島県 徳島市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第4条の2	【特別活動】 第4条の2　校長は、毎年度5月末日までに、その年度の特別活動の組織、活動の大綱、指導教諸等を、委員会に報告しなければならない。												アナログ規制に抵触しない	
226	徳島県 徳島市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第10条の5	【学校評価】 第10条の5　高等学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、高等学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定しなければならない。 3 高等学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた保護者その他の関係者(関係者を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 4 高等学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った者はその結果を、毎年3月末日までに委員会に報告するものとする。	学校教育法施行規則	第66条～68条	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	用にデジタル技術を活用する運用、又は等化、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため						

	概況の説明										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						フロードップ			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定				未了の場合		
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・連絡等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更は困難)) c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し中(法令改正や関係団体等の調整などで手続き) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／一般規模感の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実際の見直しの具体的な内容(※法令改正や関係団体等の調整などが必要なものは、その内容を記載)	未了の理由	再検討時期
227	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第15条	(人事管理) 第15条 人事異動は、定期異動及び特別異動とする。 2 定期異動は、条件付採用期間中の職員その他教育長が指定する職員以外の職員について、毎年2月1日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休職、休職、停職若しくは研修又は転出、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものについては、当該期間の終了後速やかに実施することが適当と認められる場合には、この限りでない。 3 特別異動は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。 (1) 条件付採用期間中の職員のうち当該期間中の職員 その採用の日から起算して10日を経過したとき。 (2) 前号に掲げる職員以外の条件付採用期間中の職員 その採用の日から起算して5日を経過したとき。 (3) 教育長が必要と認める職員 教育長が必要と認めるとき。 4 異動期間(人事評価に当たって考慮する期間をいう。以 次の各号に掲げる人事評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 定期評価 基準日の翌日から翌年の4月1日から その翌年の3月31日までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあっては、当該 教育長が定める期間を限度 この限りでない。 (2) 特別評価 前期第1号及び第2号に掲げる職員に係るものに あっては、その採用の日から起算して当該特別評価の実施の日まで の期間、同期第3号に掲げる職員に係るものにあっては、その前 度教育長が定める期間																アナログ規制に該当しない				
228	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第20条	(防火管理) 第20条 園長は、毎年度学校の防火管理者を定め、警備の責任を問ちかにする等間ニこれに対する処置を講じ、学年始めにその計画を委員会に報告しなければならない。															アナログ規制に該当しない
229	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	日常	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第21条	(庁舎の保護) 第21条 庁舎(以下「庁舎」と 庁舎は、校長が保 するものとする。 2 庁舎の構造、施設、設備、看板等の保全、盗難の予防、文書の収受及び校内の整理を行うものとする。 3 庁舎の清掃及び維持、については、校長が定める。	恵南市教育委員会職員除籍規則	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①1)	1①1)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため								
230	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	常駐・専任	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第21条	(庁舎の保護) 第21条 庁舎(以下「庁舎」と 庁舎は、校長が保 するものとする。 2 庁舎の構造、施設、設備、看板等の保全、盗難の予防、文書の収受及び校内の整理を行うものとする。 3 庁舎の清掃及び維持、については、校長が定める。	恵南市教育委員会職員除籍規則	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため								
231	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第32条	(在籍期等) 第32条 校長は、毎年5月1日現在の在籍生徒数を委員会に報告しなければならない。	学校基本調査規則	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②2	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年4月						
232	恵南市 恵南市	市立高等学校事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立高等学校管理規則	第33条	(運転免許証の確認等) 第33条 校長は、毎年度、4月1日以後速やかに、運転免許を受けている教育職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証(原本に限る。)を提示させて当該免許証の有効期間を確認しなければならない。 (1) 本市が所有する自動車(自動車等管理規則(昭和43年恵南市規則第57号)第2条第1号に規定する自動車等をいう。)の使用の承認(私有車の公務使用に関する運転登録を含む。)を受けている者又は受けようとする者 (2) 通勤において自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者 2 校長は、前第1号に規定する者が、必要があると認めるときは、園長 同第2号に定める期間内に運転免許証の有効期間等の確認を行うものとする。 3 校長は、前2項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。	道路交通法	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①1)	1①1)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常勤・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため								
233	恵南市 恵南市	学校教育課(「統括センター」研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立幼稚園管理規則	第9条の5	(幼稚園評価) 第9条の5 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、幼稚園は、その評価を適正、公平かつ的確に行うものとする。 3 幼稚園は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の関係の保護者その他の当該幼稚園の関係者(当該幼稚園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 4 幼稚園は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、毎年3月末日までに委員会に報告するものとする。	学校教育法	第28条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機相等が可能な運用に変更済みのため								
234	恵南市 恵南市	学校教育課(「統括センター」研究所を含む)	対面講習	教育委員会規則	恵南市立幼稚園管理規則	第13条の4	(職等免許証等) 第13条の4 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員が、同法第22条第2項に基づき、保育に支障がない範囲内で勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ校長に、研修申請書を提出し、承認を受けなければならない。 2 前項により教員が研修に従事した場合は、事後速やかに園長に研修報告書を提出しなければならない。															アナログ規制に該当しない				
235	恵南市 恵南市	学校教育課(「統括センター」研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立幼稚園管理規則	第20条	(防火管理) 第20条 園長は、毎年度幼稚園の防火及び警備について責任者を定める等間ニこれに対する処置を講じ、学年始めにその計画を委員会に報告しなければならない。															アナログ規制に該当しない
236	恵南市 恵南市	学校教育課(「統括センター」研究所を含む)	定期検査・点検	教育委員会規則	恵南市立幼稚園管理規則	第28条	(在籍期等) 第28条 園長は、毎月末に在籍園児数及び転出入者状況を委員会に報告しなければならない。	幼稚園設置基準	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①1)	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年4月						
237	恵南市 恵南市	社会教育課(「恵南城博物館を含む」)	仕訳閲覧・縦覧	教育委員会規則	恵南市立図書館条例施行規則	第5条	(自動車文庫設置の手続) 第5条 自動車文庫は、指定管理者が適当と認める地域、職域等を巡回して図書館資料の貸出し を行うものとする。 2 自動車文庫を利用しようとするものは、所定の手続を経るものとする。	地方教育行	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①1)	1①1)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため							
238	恵南市 恵南市	社会教育課(「恵南城博物館を含む」)	常駐・専任	条例	恵南市文化財保護条例	第5条	(所有者の管理義務及び管理責任者) 第5条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく委員会規則及び委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。 2 前項文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をつぼう自己に代わり当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。 3 第1項の規定は、管理責任者について準用する。															アナログ規制に該当しない
239	恵南市 恵南市	文化スポーツ振興課	日常	条例	恵南市体育施設条例	第13条	(利用状況の査察) 第13条 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を観時査察することができる。 2 前項査察は、直接な機会がなければ前項の規定による査察を拒んでは ならない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①1)	1①1)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため							
240	恵南市 恵南市	文化スポーツ振興課	定期検査・点検	条例	恵南市体育施設条例	第13条	(利用状況の査察) 第13条 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を観時査察することができる。 2 前項査察は、直接な機会がなければ前項の規定による査察を拒んでは ならない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の観相等が可能な運用に変更済みのため							
241	恵南市 恵南市	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	定期検査・点検	規則	恵南市公営企業管理者入の事務委任に関する規則	第3条	(庁舎への報告) 第3条 公営企業管理者は、毎年市長が指定する日まで に、前年の3月から その年の2月末までの間における前条第1号の児童手当の支給の状況を市長に報告しなければならない。															アナログ規制に該当しない
242	恵南市 恵南市	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	恵南市上下水道局事務決裁規程	第10条	(報告の報告) 第10条 この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に属する事務について、特に必要と認めるものは専決の都度、その他のものに必要なものは定期的にその処理の状況を上司に報告しなければならない。															アナログ規制に該当しない
243	恵南市 恵南市	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	仕訳閲覧・縦覧	上下水道局管理規程	恵南市上下水道局文書取扱規程	第13条	(文書等及び物件の交付) 第13条 第10条又は第11条の規定により処理された文書等及び物件は、次の各号に従い取り扱うものとする。 (1) 相談課は、収受した文書等及び物件を直接の文書主管又は宛人に それぞれ交付し、特殊な事情が無に発録された文書等及び物件については受領印を徴するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合又は文書を住民又は宛所人が不在の場合は、その他の適当者の受領印を徴して、交付することができる。 (2) 文書主管は、相談課から交付を受けた文書等及び物件で、その主管に属しないと認められるものについては、直ちに相談課に送付しなければならない。 (3) 文書主管は、相談課から交付を受けた文書等及び物件(前号にあるものを除く。)に、通達、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記入し、その内容を確認する。 (4) 文書主管は、相談課を経ないで直接に上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)宛てのものについては、相談課長に交付して受領印を徴する。 (5) 相談課長は、前号の規定を遵守し適当と認めたときは、管理者の相印に代わるその旨について、その旨を明らかにした。 2 相談課 前の規定により、文書等及び物件の第二関係のあると認められるときは、最も関係の深い主管から引き継ぐ。この場合において、交付する課が定め難いときは、相談課の事務を主管する次長が決定するものとする。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の観相等が可能な運用に変更済みのため								
244	恵南市 恵南市	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	仕訳閲覧・縦覧	上下水道局管理規程	恵南市上下水道局文書取扱規程	第15条	(収受文書等の取扱い) 第15条 管理者の職務文書は相談課において収受の手続を行ない文書等を受領し、これを相談課に回付し、第10条の手続を受けなければならない。	地方自治法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の観相等が可能な運用に変更済みのため							
245	恵南市 恵南市	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	仕訳閲覧・縦覧	上下水道局管理規程	恵南市上下水道局文書取扱規程	第16条	(処理方針等) 第16条 文書主は、第12条第2項の規定により電磁的記録を出力したとき又は第13条の規定により文書等の交付を受けたときは、遅 ､ 遅 ､ 遅 ､

	規制の新設・改廃													見直しの方向性等の検討										
												整理・PHASE		見直しの方向性			見直しの方向性の詳細		見直し予定			プロセス		
																								未了の場合
No.	府省庁名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに適用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに直ちには適用の変更は困難) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通知) c-2.見直し否(法的可能な技術等が現時点で不存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／廃棄機器の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実施の見直しの具体的な内容（法改正や条例改正が伴わずかがなどに記載）	未了の理由	再検討時期
264	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	定期検査・点検	水道事業管理規程	横浜市水道事業条例施行規程	第25条	(貯留等用水及び汚水の貯水槽及びその管理及び利用の制限) 第25条　貯留等用水及び汚水の貯水槽及び簡易給水用水以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。 1. 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア　水槽の清掃を毎年1回以上定期的に実施すること。 イ　水槽の点検等を毎年、天候等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 2. 給水栓におけるものの色、臭い、臭い、味その他の状態により飲料するに異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 3. 現在すると水人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止しかつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知しつつ必要な措置を講ずること。 (2) 貯水の管理に関し、毎年1回以上定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水におけるその色、臭い、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。																	
265	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	常駐・専任	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第5条	(指定の基準) 第5条　管理者は、給水装置工事の施工に当たり次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、所定に規定する指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに、第13条第1項の規定により主任技術者として資格を有する者を置くものであること。 (2) 次に掲げる機械器具を有するものであること。 ア　金切りのこその他の切り切断用の機械器具 イ　やすり、パイプカッタ又は刃物その他の管の加工用の機械器具 ウ　トーチランプ、パブブレンチその他の接合用の機械器具 エ　水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア　心身の故障により給水装置工事の事業を適正におこなうことができない者として施工交通省令で定めるもの イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者 オ　その事業に関して不当な行為をしたおそれがあると認められる場合の理由がある者 カ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	水道法施行規則	第21条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 令和5年12月、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能である旨を、デジタル庁が所管する政令を部分改正するための閣議決定を推進するための国交省令修正案を作成し、令和5年度末までに施行される予定。令和6年3月末までに14条に改正を反映する条例施行規則の一部改正により規律化した（令和6年3月31日施行）。				
266	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	常駐・専任	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第12条	(主任技術者の選任等) 第12条　指定工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 2. 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が交代をしなったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。 3. 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は選任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。 4. 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行う際に当たり、選任しようとする者が、同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。	水道法施行規則	第21条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 令和5年12月、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能である旨を、デジタル庁が所管する政令を部分改正するための閣議決定を推進するための国交省令修正案を作成し、令和5年度末までに施行される予定。令和6年3月末までに14条に改正を反映する条例施行規則の一部改正により規律化した（令和6年3月31日施行）。				
267	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	常駐・専任	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第13条	(事業の運営に関する基準) 第13条　指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管からの枝にて給水管を設けて工事及び給水装置の変更等の工事の施行にから水道メーター までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の所有物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を選任し、又はその者に当該工事に従事するその者を実施に監督させること。 (3) 自有に関する工事を施行するとは、あらかじめ管理者の承認を受けた工事工程の内工事の条件に適合するよう当該工事を施行すること。 (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事するその給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア　故意または過失により給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適切い機械器具を使用すること。 (6) 自らの給水装置工事ごとに、第13条の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録を その作成の日から3年間保存すること。 ア　施行の場所 イ　施行の年月日 ウ　主任技術者の氏名 エ　しゅん工図 オ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 カ　第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果	水道法施行規則	第36条第2号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通知)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ技術目的を達成できないため					
268	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	対面講習	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第13条	(事業の運営に関する基準) 第13条　指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2) 配水管からの枝にて給水管を設けて工事及び給水装置の変更等の工事の施行にから水道メーター までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の所有物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を選任し、又はその者に当該工事に従事するその者を実施に監督させること。 (3) 自有に関する工事を施行するとは、あらかじめ管理者の承認を受けた工事工程の内工事の条件に適合するよう当該工事を施行すること。 (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事するその給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア　故意または過失により給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 イ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適切い機械器具を使用すること。 (6) 自らの給水装置工事ごとに、第13条の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録を その作成の日から3年間保存すること。 ア　施行の場所 イ　施行の年月日 ウ　主任技術者の氏名 エ　しゅん工図 オ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 カ　第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果																	アナログ規制に該当しない
269	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	日常	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第18条	(主任技術者の立会い) 第18条　管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該給水装置工事に関し、第13条第1項の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。	水道法	第25条の9	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
270	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	対面講習	水道管理規程	横浜市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	第22条	(講習会) 第22条　管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他の者が実施する講習会等について情報の提供を行うことができる。	条例規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに適用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため					
271	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	常駐・専任	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第2条	(保安管理業務) 第2条　電気工作物の保安管理業務は、別表第1のとおりとする。 2. 総括管理者は、上下水道事業管理者から、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)を総括管理する。 3. 技術管理者は、総括管理者を補佐し、電気工作物の保安業務を実施する。 4. 主任技術者は、法第43条の規定に基づき、総括管理者が電気工作物の設置場所ごとに選任する。	電気事業法	第43条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに適用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため					
272	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	日常	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第3条	(主任技術者の職務) 第3条　主任技術者は、総括管理者及び施設管理者を補佐するとともに、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を行うものとする。 2. 主任技術者の職務は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。 (2) 電気工作物の点検に関すること。 (3) 電気工作物の操作に関すること。 (4) 電気工作物の運転場合に関すること。 (5) 万事その他非常の場合にとるべき措置に関すること。 (6) 保安事務の記録に関すること。 (7) 電気工作物の巡視に関すること。 (8) 保安作機材及び書類の整備に関すること。 (9) 常電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 (10) その他、保安事務に関し必要なこと。 3. 主任技術者は、自ら及びその指揮を通じて、電気工作物の保安管理業務の職務を誠実に行わなければならない。 4. 主任技術者は、電気工作物に保全保安上重要な事態を発生させ、又は発生しようとするときは、施設管理者に対し、具体的な措置について意見を具申しなければならない。 5. 施設管理者は、主任技術者は、主任技術者の電気工作物の保安に関する意見を尊重するものとする。 6. 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立会わせるものとする。																	アナログ規制に該当しない
273	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	対面講習	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第9条	(保安訓練) 第9条　総括管理者は、主任技術者の参画のもとに、従事者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、必要に応じ実施指導訓練を行うものとする。																	アナログ規制に該当しない
274	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	常駐・専任	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第11条	(工事の実施) 第11条　総括管理者は、電気工作物に関する工事(以下「工事」という。)の実施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施行するものとする。 2. 工事を他の者に請け負わせた場合には、常に書面の所在を明確にし、写面と他者には主任技術者において内容を検査し、保安上支障のないことを確認してから受取るものとする。 3. 工事の実施に当たっては、その技術を確保するため、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 工事の実施に関する保安上の責任者の職務及び権限 (2) 工事期間、作業時間及び作業区域の表示 (3) 作業中の通行路及び関係器の保守の方法措置 (4) 作業工事中の保安設備の取付措置 (5) 作業責任者及びその責任範囲 (6) 工事中及び工事終了時及び休憩及び検査 (7) その他必要な事項 4. 法令に基づく使用前自己検査については、主任技術者の監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。	電気事業法施行規則	第43条、第50条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに適用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため					
275	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	日常	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第12条	(巡視、点検、測定等) 第12条　電気工作物の安定のための巡視、点検及び測定は、別表第2に定める基準により行い、記録するものとする。 2. 主任技術者は、電気工作物の安定のための巡視、点検及び測定を行う場合において、当該巡視、点検及び測定の実施を第13条第1項第2号に規定する職務に実施しなければならない。 3. 施設管理者は、巡視、点検及び測定の結果、電気工作物の安全に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該電気工作物を修理、改造し、特設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに適用の変更は困難なため					
276	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	書面掲示	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第14条	(運転操作) 第14条　主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、運転方法等について、あらかじめ定めておかなければならない。 2. 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、運転方法等について、あらかじめ定めておかなければならない。 3. 施設管理者は、所得の規定により報告を受けたときは、直ちに電気工作物の修復や事故を修理し、又は使用を制限する等の応急措置をとるよう、主任技術者又は従事者に指示しなければならない。 4. 主任技術者は、前2項に掲げる報告する事項、報告先及び報告方法等を、見やすい場所に掲示しておかなければならない。 5. 常駐従事者の操作に あたっては必要に応じて施設管理者及び事業者の事業所と連絡して行うものとする。	条例規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに適用の変更は困難なため					
277	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	書面掲示	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	第16条	(防災体制) 第16条　総括管理者は、非常災害その他の災害(以下「災害等」という。)に備えて、あらかじめ電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。 2. 総括管理者は、緊急時連絡体制を施設ごとに掲示しておくものとする。	条例規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに適用の変更は困難なため					
278	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	日常	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	別表第2	点検 外観 外観 外観 外観	条例規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていないに直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに適用の変更は困難なため					
279	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	別表第2	点検 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回	条例規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが通知)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ技術目的を達成できないため					
280	環境省 経済庁	上下水道局総務課(その他の課等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	横浜市上下水道局非常用電気工作物保安規程	別表第2	絶縁抵抗測定 年1回 絶縁抵抗測定 年1回 接地抵抗測定 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回

	棚卸対象											棚卸・PHASE		見直しの方向性の種別						フォローアップ			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		見直し予定					未了の場合	
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／関連箇所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(法令等により規制の強化で存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／廃止検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討期間	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実施の見直しの具体的な内容(完了済みの場合はどのように かかるように記載)	未了の理由	再検討時期
281	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局会家用電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 年1回 年1回 年1回 保護継電器試験 年1回 制御装置動作試験 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ技術目的を達成できないため						
282	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局会家用電気工作物保安規程	別表第2	点検 月1回 3か月1回 3か月1回 月1回 月1回 月1回 月1回	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
283	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局会家用電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 絶縁抵抗測定 月1回 接地抵抗測定 各電路の対器インピーダンス測定及び電圧測定 3か月1回 絶縁抵抗測定 月1回 接地抵抗測定 3か月1回 絶縁抵抗測定 月1回 月1回 月1回 絶縁抵抗測定 月1回 接地抵抗測定	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
284	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局会家用電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 月1回 保護継電器試験 制御装置動作試験 3か月1回 月1回 3か月1回 月1回 月1回 月1回	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
285	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	常駐・専任	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の3	(指定の基準) 第5条の3　管理者は、前条の規定により指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、第5条第1項の指定を行う。 (1)　技術的に一定の、責任技術者下請者のもとにおいて排水設備工事の設計及び施工管理に関し技能を有する者として登録されている者をいう。以下同じ。)が1人以上専属していると認めること。 (2)　管理規定で定める機械器具を有すると認めること。 (3)　徳島県内に営業所があると認めること。 (4)　次のいずれにも該当しないと認められること。 ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しないもの ウ　第5条第1項の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの エ　排水設備工事に関し不正又は不誠実な行為をしたと認められるおそれがあると認められるもの オ　排水設備の種類により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に遂行に当たって必要な技術、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 カ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの 2　管理者は、第5条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。	廃棄下水道条例(昭和34年11月18日厚生省発第1109号・建設省計発441号)	第6条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため		令和8年1月1日施行済				
286	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	書面掲示	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の4	(指定工事店証) 第5条の4　管理者は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。 2　指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3　指定工事店は、第5条の7第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。 4　前2項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え又は再交付に関し必要な事項は、管理規程で定める。	廃棄下水道条例について(昭和34年11月18日厚生省発第1109号・建設省計発441号)	第6条の10第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②)	1②)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最終に実施する必要があるため						
287	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	罰則	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の8	(責任技術者の職務等) 第5条の8　責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (1)　排水設備等の設備等の工事に関する技術上の管理 (2)　排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督 (3)　排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及び管理規程の規定に適合していることの確認 (4)　次条第1項に規定する検査の立会い 3　責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の事務に従事するときは、常に責任技術者であることの証明書を携帯し、本市職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。 4　排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務について行う指導に従わなければならない。																アナログ規制に該当しない				
288	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	常駐・専任	上下水道局管理規程	徳島市公共下水道事業条例施行規程	第2条	(指定の要件) 第2条　条例第5条第3項の規定により指定の要件を受けようとする者は、指定の有効期間満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定申請書に次に掲げる書類及び指定工事店証(条例第5条の4第1項に規定する指定工事店証をいう。以下同じ。)を添付して、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。 (1)　条例第5条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないと認められる者であることを証明する書類 (2)　個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は規約写し及び登記事項証明書 (3)　専属する責任技術者に係る名簿、条例第5条の3第2項の証明書(以下「責任技術者証」という。)の写し及び雇用関係を証する書類 (4)　直近の納税証明書 (5)　排水設備工事店証及び工事店証の紛失又は汚損等により交付申請理由 (6)　第4条に定める機械器具を有すると認める書類	廃棄下水道条例について(昭和34年11月18日厚生省発第1109号・建設省計発441号)	第6条の4	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す		令和8年4月	国の見直し内容 令和6年2月、常駐・専任規制等において、アナログ規制の見直しを行い、廃棄下水道条例(昭和34年厚生省発第1109号・建設省計発441号)の一部改正により明確化した(令和6年4月1日施行)。				
289	徳島県 徳島市	上下水道局総務課(その他の調等を含む)	常駐・専任	上下水道局管理規程	徳島市公共下水道事業条例施行規程	第8条	(変更の届出) 第8条　条例第5条の6の管理規程で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)　指定工事店の住所若しくは所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名 (2)　法人にあっては、その役員の氏名 (3)　専属する責任技術者の氏名 2　条例第5条の6の届出規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに排水設備指定工事店変更届出書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。 (1)　前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し及び指定工事店証、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに指定工事店証 (2)　前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、登記事項証明書及び定款又は第3項に規定する届出書 (3)　前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者証の写し	廃棄下水道条例について(昭和34年11月18日厚生省発第1109号・建設省計発441号)	第6条の4	(c)国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す		令和8年4月	国の見直し内容 令和6年2月、常駐・専任規制等において、アナログ規制の見直しを行い、廃棄下水道条例(昭和34年厚生省発第1109号・建設省計発441号)の一部改正により明確化した(令和6年4月1日施行)。				
290	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	交通局管理規程	徳島市交通局事務決裁規程	第10条	(専決の報告) 第10条　この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に属する事務について特に必要と認めるものは市決のうえ、その処理の状況を上司に報告しなければならない。																
291	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規程	第7条	(文書等及び物件の保管) 第7条　前3条の規定により記録された文書等及び物件は、次の各号により取り扱うものとする。 (1)　規程第2条又は第3条第1項の物件を主務職員の書きかえにゆだねるとしたときは、その旨を文書等及び物件については受領印を徴するものとする。ただし、緊急を要するときは急がれる職員若しくは文書主任又はあらかじめ定められた代行者の指定を、その指定者の受領印を徴して、交付することができる。 (2)　文書等及び物件は、常に所定の保管場所に保管しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。 (3)　規程第2条に掲げる職員又は第3項の規定により権限を受けたときは、交通局長の指定に関し、その処理について指示を受けるものとする。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
292	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規程	第9条	(閲覧及び書写の取扱) 第9条　交通局長の閲覧の職員又は職務に従事して収受の手続を終ていない文書等を回付され又は受領した者は、これを規程第に回付し、第7条の規定に基づく手続を受けなければならない。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	1②)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
293	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規程	第10条	(収受方手続) 第10条　文書を任は、第7条の規定により文書等の交付を受けたときは、直ちに課長の閲覧に供しなければならない。ただし、窓口限りで処理できる文書等及び成規定例の文書等その他の軽易な書類については、この限りでない。 2　前項の規定により文書等を閲覧した上司は、速やかに主務係長に回付し、処理でせなければならない。 3　前項の規定により文書等を受理した主務係長は、自ら処理するものを除き、直ちに主務者に回付し、処理でなければならない。 4　主務者は、回付を受けた文書等の必要事項を確認し、回付を受けた文書等を速やかに処理しなければならない。ただし、やむを得ない理由により処理期間内に処理することが困難なときは、文書主任者をして その理由を付記の上、未処理の文書等を主務者に戻し、直ちに処理を受けなければならない。 5　文書主任は、戻し文書等の処理状況を把握し、未処理の文書等があるときは、その処理の促進に努めなければならない。 6　受領した文書等のうちで重要又は異例に属すると認められるものについては、その内容について、交通局長又は各の指揮を受けてこれを処理しなければならない。 7　受領した文書等のうちで上司の閲覧に供する必要のあるものについては、必要事項を記入して供覧するものとする。ただし、課内のみ供覧するものその他軽易なものについては、この限りでない。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
294	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規程	第21条	(交通局長及び次席への起案事項の提出) 第21条　起案書は、交通局長又は次席に提出する。 2　起案書は、第7条の規定により交通局長又は次席の決裁又は閲覧を受けるものは、主務課長の提出又は回覧の後、提出する。 3　主務者は、回付を受けた文書等の必要事項を確認し、回付を受けた文書等を速やかに処理しなければならない。ただし、やむを得ない理由により処理期間内に処理することが困難なときは、文書主任者をして その理由を付記の上、未処理の文書等を主務者に戻し、直ちに処理を受けなければならない。 4　主務者は、戻し文書等の処理状況を把握し、未処理の文書等があるときは、その処理の促進に努めなければならない。 5　文書主任は、戻し文書等の処理状況を把握し、未処理の文書等があるときは、その処理の促進に努めなければならない。 6　受領した文書等のうちで上意又は異例に属すると認められるものについては、その内容について、交通局長又は各の指揮を受けてこれを処理しなければならない。 7　受領した文書等のうちで上司の閲覧に供する必要のあるものについては、必要事項を記入して供覧するものとする。ただし、課内のみ供覧するものその他軽易なものについては、この限りでない。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	1②)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
295	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規程	第37条	(収存文書の貸出及び閲覧) 第37条　収存文書の貸出しは閲覧を受けようとする職員は、当該文書の管理主管課の文書主任の承認を経て、総務課長に申し出なければならない。 2　前項に規定する収存文書等の貸出しは閲覧を受けようとする職員は、当該文書の管理主管課の文書主任の承認を経て、総務課長に申し出なければならない。 3　収存文書の閲覧は、原則として庁内とする。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②)	1②)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難ため						
296	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	常駐・専任	自動車運送事業管理規程	徳島市交通局職員規程	第20条	(本務外の職務) 第20条　職員は別に定めるところに従って**日直**及び**宿直**の勤務に服さなければならない。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
297	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	常駐・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第6条	(管理責任者) 第6条　法第11条第1項の規定に基づき、安全管理者を**置き**、労働環境をよって図ってただいた。労働環境の調による者が者を第5条の資格を有する者に該当しないときは、営業課長の職に、あるときは第5条第1項を有する者に、指定するとまたは指定、監督、指導を行なうものとする。 2　安全管理者は、法第10条第1項の業務のうち、安全に かかる技術的事項を管理するほか、省令第6条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生法	第11条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
298	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	常駐・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第7条	(衛生管理者) 第7条　法第12条第1項の規定に基づき、安全管理者を**置き**、労働環境をよって図ってただいた。労働環境の調による者が者を第5条の資格を有する者に該当しないときは、営業課長の職に、あるときは第5条第1項を有する者に、指定するまたは指定、監督、指導を行なうものとする。 2　安全管理者は、法第10条第1項の業務のうち、衛生に かかる技術的事項を管理するほか、省令第6条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
299	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	常駐・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第8条	(産業医) 第8条　法第13条の規定に基づく産業医を**置く**ものとし、別表のうちから、規程で**選**任する。 2　産業医は、省令第14条第1項及び第3項並びに同令第15条第1項に定める業務を行うものとする。 3　産業医は、法第13条第3項に規定する勧告を行なうものとする。また、必要があるときは、法第13条第4項に規定する報告を行なうものとする。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
300	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	FD等の記録媒体	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第6条	(帳簿組織) 第6条　会計処理を行なうため、次の帳簿を備えなければならないとし、会計事務の全般又は一部を電子計算機を使用して行う場合においては、帳簿を磁気記録媒体(磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをいう。)をもってすることができる。 (1)　主要簿　総勘定元帳 (2)　補助簿　現金出納簿、預金出納簿、未収入金整理簿、未払金整理簿、貯蔵品整理簿、買掛簿、固定資産台帳、収支予算差引簿、企業債台帳、予算原簿、概算払整理簿、預り金整理簿、小口現金出納簿、仕訳簿 3　前項第2号に定めるものの記録、必要な補助簿を設けることができる。 4　前2項に掲げる帳簿は、会計処理の進捗に応じ作成しなければならない。																アナログ規制に該当しない				
301	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	罰則	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第33条	(企業出納員の職務代理) 第33条　企業出納員が欠員があったときは、前任者は事後の日から5日以内に現金、書類及び帳簿等その管理する一切の事務を後任者に引き渡べものとする。 2　前項の場合において前任者は、現金出納簿を締切りするとともに、出納取扱金額簿等に対し、締切日における現金残高在高証明書を調製し、引継書に添付しなければならない。 3　前任者は引継書を作成し、前任者 **合**印し、引継者とともに署名捺印を受けなければならない。 4　前任者が死亡その他の理由により、自ら出引継ぐことができないときは、交通局長の命じた者がその事務の引継ぎをするものとする。	廃棄例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和10年3月					
302	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第75条	(出納計計表の提出) 第75条　出納計算決算報告は、その日の収納金及び預金払出請求書について、出納日計表を作成して**毎日**の預金残高を企業出納員に**報告**しなければならない。																
303	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第97条	(貯蔵物品たな卸**報告**) 第97条　貯蔵物品のたな卸は、**毎年**9月及び3月の末日をもって行ない、翌月10日までに物品たな卸**報告**書を作成して、企業出納員に提出しなければならない。																
304	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第98条	(物品受払**報告**) 第98条　物品取扱員は、**毎年**度末日をもって所管物品の受払**報告**書を作成し、翌年度4月10日までに企業出納員に提出しなければならない。																
305	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第99条	(たな卸明細表) 第99条　企業出納員は、所管物品について**毎年**度1回以上現品**調査**を行ない、たな卸資産明細表を作成して交通局長に**報告**しなければならない。																
306	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第108条	(月次決算の**報告**) 第108条　総務課長は、所管する機関を**毎月**末日で締め切って、月就算表を作成して翌月10日までに交通局長に、翌月20日までに市長に、それぞれ提出しなければならない。																
307	徳島県 徳島市	交通局総務課(管理課を含む)	定期検査・点検	交通局管理規程	徳島市交通局庁舎管理規程	第16条	(棟の**点検**) 第16条　庁舎管理者は、この規程を誠実に履行するため1月**毎**に棟の**点検**を行うものとする。																

	横断的な取り組み											整理・PHASE	見直しの方向性等の種別							アウトプット		
													見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		見直し予定				未了の場合		
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／掲示内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／組織横断の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（完了済みの場合はどのようなことに記載）	未了の理由	再検討時期
308	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	住民閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局行舎管理規程	第17条	【利害関係者の閲覧】 第17条 管理人は、前百段段利用者があった場合は記録し、主管及び関係の長の閲覧に供しなければならない。	地方公営企業法	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1-2)	1-2)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現動・専任、対面、書面確認等により最根に実施する必要があるため						
309	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	常勤・専任	運輸事業管理規程	徳島市交通局運行管理規程	第2条	【運行管理者及び代務者の選任】 第2条 運輸事業、道路運送法（昭和26年法律第183号）第24条の2第1項に規定する運行管理者選任届出書（以下「代務者」という。）を出た。 代務者及び運行管理者は、運輸事業、道路運送法（昭和26年法律第183号）第24条の2第1項に規定する運行管理者資格認定を受けたもの（以下「有資格者」という。）のうちから局長が選任する。 有資格者又は同じ交通法令の認定する講習に強力が出来人自動車教習所管理機構の基礎講習）を修了した者のやから局長が選任する。 3 運行管理者は、管理者の下の指揮に従わなければならない。 4 管理者は、前数の運行管理者を置く営業所ごとに、当該運行管理者のうちから第5条及び第6条に規定する運行管理者の業務を総括するため、統括運行管理者を選任する。 5 前各項に、統括運行管理者及び運行管理者を選任しようとする、主事なく監督官庁に届出なければならない。	【運行管理者】 第24条第1項 道路運送法 【統括運行管理者】 第24条の2第1項 道路運送法 【特定運行管理者】 第47条の9第2項 旅客自動車運送事業運輸規則	【運行管理者】 第24条第1項 道路運送法 【特定運行管理者】 第47条の9第2項 旅客自動車運送事業運輸規則	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
310	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	口頭	運輸事業管理規程	徳島市交通局運行管理規程	第6条	【運行管理者の管理事項等】 第6条 運行管理者は、次に掲げる事項を権限をもって処理する。 （1）一般乗合自動車や旅客の運送の際に従業員さきは、必要に応じ、事業を乗務させることもただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 イ 未注運行管理者は、勤務の割当及び乗務の確認を行うこと。 （2）運行車の運行及び運行状況の把握 ア 当任運行管理者は、運行に必要な事項を記載した運行表を作成して運転者にこれを携行させること。 イ 運行者が運行表に基づき、運行が正常に行われているかどうかを把握し、適切な処置をすること。 （3）渡証の発行 運行時間に遅延を生じた場合には、次により処置すること。 ア 到着時刻が30分以上遅れた場合には、乗務員からの連絡を待つことなく、その原因を調査し状況を把握して、その原因、遅れ見込み時分、場所、乗客の異常の有無、復旧の見込み等を、営業所または他の者と密接に連絡すること。 イ 必要に応じて、無線、電話等の情報通信機器を使用し、又は その他必要に応じ、職員を現場に派遣して運行させる等の措置を講じて行うこと。 イ 「運行日誌」を作成すること。 天災その他の異常事態のために事業計画に定めることによって旅客自動車を運行させることが不可能となった場合には直ちに次により処置すること。 ア 事故発生の日時、場所、事故発生の概要、復旧の見込み、臨時の対策に関する事項、他の運行系統等を営業所その他必要と認める場所に掲示すること。 イ 必要に応じて、新聞、ラジオ、テレビ等を利用して一般に周知すること。 （5）事故の場合の処置 事故により運行を中断したときは、次により処置すること。 ア 車両の故障によるときは、補助車に乗りかえさせ、又は予備の車両を運行させて旅客の輸送を継続すること。 イ 道路障害によるときは、他の運行系統により運行するか又は障害物点で折返し運行をすること。この場合において、旅客から要請があった場合は、出発地まで送達すること。 ウ 乗客が、の場合の処置 事故により運行を中断したときは、次により処置すること。 ア 車両の故障によるときは、補助車に乗りかえさせ、又は予備の車両を運行させて旅客の輸送を継続すること。 イ 道路障害によるときは、他の運行系統により運行するか又は障害物点で折返し運行をすること。この場合において、旅客から要請があった場合は、出発地まで送達すること。 （4）死傷者に関する処置 死傷事故発生の連絡を受けたときには、主任運行管理者は、直ちに事故担当者及び外勤の運行管理者その他必要な職員を現場に急行させ、次により処置させるほか、所管運輸支局、警察署等関係機関に報告すること。 ア 即死者の場合は、警察官の指示により処置するものとし、死体の安置については、特に慎重を期すること。 （6）[illegible]	運行管理規程(例)(旅客自動車運送事業運輸規則第43条の2)	—	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-2)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例等を改正し、アナログ規制を見直す	令和11年3月	国の見直し内容 ーーーーー 令和4年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第5号）の施行により、原則としてWEBサイトに掲載する視点に有りた。				
312	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	常勤・専任	運輸事業管理規程	徳島市交通局における自動車の安全管理に関する規程	第2条	【運行】 第2条 車両の点検及び整備並びに車庫の管理を管掌させるため、車庫ごとに道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第50条の規定による整備管理者を選任する。	道路運送車両法	第50条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現動・専任、対面、書面確認等により最根に実施する必要があるため						
313	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	常勤・専任	運輸事業管理規程	徳島市交通局における自動車の安全管理に関する規程	第13条	【運行】 第13条 整備工場に法第85条の規定に基づく検査主任者を選任する。	道路運送車両法	第85条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和11年3月	国の見直し内容 ーーーーー 平成10年11月24日より、「道路運送車両法の一部を改正する法律」平成10年5月2日法律第74号の施行により、検査主任者制度の廃止				
314	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	口頭	運輸事業管理規程	徳島市交通局における自動車の安全管理に関する規程	第16条	【期間内容】 第16条 検査主任者は、本章の規定に基づいて検査を実施するほか、上司より指示された外勤検査及び次の検査を実施するものとする。 （1）分解整備を了後、次の点の車両は、その整備に関する事項について自動車検査証に記入しなければならない。 （2）使用を開始する車両のうちから抽出されたもの。 （3）自動車分解整備記録簿を備え、次条に定める要領により分解検査をしたときは、その結果事項を記入するものとする。	道路運送車両法	第85条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-1)	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和11年3月	国の見直し内容 ーーーーー 平成10年11月24日より、「道路運送車両法の一部を改正する法律」平成10年5月2日法律第74号の施行により、検査主任者制度の廃止				
315	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	定期検査・点検	病院局管理規程	徳島市病院局事務決裁規程	第9条	【事決の報告】 第9条 この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に関する事務について、特に必要と認めるものは申決のうど、その他のもので必要なものは完期的に、その処理の状況を上司に報告しなければならない。															
316	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	住民閲覧・縦覧	病院局管理規程	徳島市病院局文書取扱規程	第15条	【文書等及び物件の公付等】 第15条 文書等及び物件は、公付を受けられた文書等及び物件は、次の長用により取り扱うものとする。 （1）他病院局に発送した文書等及び物件を市病院の交通を介さないで直ちに、ただいまそれぞれ公付。特殊文書又は金券又は重に登録された文書等及び物件については受領印を徴するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合及びこれに次ぐ場合又は交通を介さないで直ちに、その他の責任者の受領印を徴して、公付することができる。 （2）相談官理課は、緊急文書及び海外郵便書留郵便物等管理（以下「管理」という。）、病院局長又は民病ルーてのものについては、総務管理課長に交付して受領印を徴する。 （3）総務管理課は、前号の規定又書又は電報を受理したときは、あて名人の閲覧に供し、その処理について担当を受けるものとする。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
317	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	住民閲覧・縦覧	病院局管理規程	徳島市病院局文書取扱規程	第17条	【閲覧済文書等の取扱い】 第17条 管理者、病院局又は局長の閲覧済の親展文書及び総務管理課において収受の手続を経ていない文書等を回付され又は受領した者は、これを総務管理課に回付し、第11条の手続を受け取付けなければならない。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
318	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	住民閲覧・縦覧	病院局管理規程	徳島市病院局文書取扱規程	第18条	【処理方針等】 第18条 第15条の規定により文書等の交付を受けたときは、直ちに課長の閲覧に供しなければならない。ただし、窓口開りで処理できる文書等及び成規定例の文書等その他の簡易な文書等は、 2 課長は、前項の規定により文書等を閲覧したときは、速やかに主務係長に回付し、処理させなければならない。 3 主務係長は、前項の回付を受けた文書等を処理事項を確認し、回付を受けた文書等を速滞なく処理しなければならない。ただし、やむを得ない理由により処理期限内に処理することが困難なときは、文書主任を通じてその間の加工処理予定日を課長に申しなで、遅れ理由を受けなければならない。 4 文書主任は、第1文書等の処理状況を常時、未完処の文書等があるときは、その旨を課長に報告しなければならない。 5 受理した文書等のうちで重要又は資料に関すると認められるものについては、その内容に応じて調査表、参照資料及び資料の指摘を受けて行を処理しなければならない。 6 受理した文書等のうちで局の閲覧に供する必要があるものについては、別図様式第9号の所定の欄に必要事項を記入して供覧するものとする。ただし、課内のみ閲覧するものその他軽易なものについては、この限りでない。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
319	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	住民閲覧・縦覧	病院局管理規程	徳島市病院局文書取扱規程	第42条	【保管文書の貸出】 第42条 文書等の貸出を受けようとする職員は、主務係の文書主任にその旨を申し出なければならない。 2 前項の申し出を受けた文書主任は、事務に支障がないと認めるときは、保存文書貸出簿第（別記様式第8号）に所要事項を記載し、当該文書を貸し出しするものとする。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
320	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	住民閲覧・縦覧	病院局管理規程	徳島市病院局文書取扱規程	第47条	【保存文書の返還】 第47条 保存文書の貸出しを受けた職員は、その文書の管理者の指示に従って、保存文書貸出簿に返還の旨を記入しなければならない。 2 職員は、保存文書の貸出しを受けたときは、保存文書返還簿（別記様式第9号）に所要事項を記入しなければならない。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
321	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常勤・専任	病院局管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第6条	【衛生管理者】 第6条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、法第12条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を管理する。 1 衛生管理者は、法第10条第1項の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するほか、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第11条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
322	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常勤・専任	病院局管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第7条	【安全衛生推進者】 第7条 法第12条の2の規定に基づく安全衛生推進者は、職員のうちから管理者が選任する。 2 安全衛生推進者は、法第10条第1項各号に定める業務を担任するものとする。	労働安全衛生法	第12条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
323	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常勤・専任	病院局管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第8条	【産業医】 第8条 法第13条の規定に基づく産業医は、医師のうちから管理者が選任する。 2 産業医は、令令第14条第1項及び第3項法(令第15条第1項に定める業務を行うものとする。 3 産業医は、この規程に基づく職員に対し必要な指示を行うものとしてはならない。ただし、同様とする。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
324	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常勤・専任	病院局管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第9条	【作業主任者】 第9条 法第14条の規定に基づく作業主任者は、職員のうちから管理者が選任する。 2 作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条各号に定める作業に従事する職員を指揮し、当該作業に関し省令で定める事項を行うものとする。	労働安全衛生法	第14条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
325	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	定期検査・点検	病院局管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第27条	【長期療養者の療養管理】 第27条 次の条件に掲げる職員（次条において「長期療養者」という。）は、これに該当したときから1月ごとに医師の診断書その他管理者が指示する書類を添えて、療養の経過を所属長を経由して管理者に報告しなければならない。 （1）結核性疾患による病状経過を有する職員 （2）前号以外の負傷又は疾病により引き続き7日を超えて病気休暇を受けている職員 （3）母体の保護により、妊娠の間は、妊娠の間は、産前産後休暇を受けている職員 （4）地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職を命じられている職員	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-1)	1-1)	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
326	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常勤・専任	病院局管理規程	徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程	第31条	【当直勤務】 第31条 次に掲げる職員は、原則勤務又は日直勤務(以下「当直勤務」という。)をしなければならない。 （1）原則勤務及び日直勤務をしなければならない職員 医師である職員3名 （2）原則勤務をしなければならない職員 薬剤師である職員1名 臨床検査技師である職員1名 放射線技師である職員1名 看護師又は准看護である職員3名 2 当直勤務の命令は、所属長が当直当番表に命令することにより行うものとする。 3 次に掲げる者は、当直勤務に従事することを免除又は猶予する。 （1）妊娠中の職員 （2）育児を目的とする職員 （3）病気その他やむにより当直次勤務の職員 4 当直勤務における勤務は、次のとおりとする。 （1）入院患者の病状の急変等へ対応すること。 （2）救急の外来患者へ対応すること。 （3）その他特に指示されたこと。 5 当直勤務に従事した職員は、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 6 所属長は、従事した職員の当直勤務時間にかりり労務に関し、[illegible] 7 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 8 所属長は、従事した職員の当直勤務時間にかりり労務に関し、[illegible] 9 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 7 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 8 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 9 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 10 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 11 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 12 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 13 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 14 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 15 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 16 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 17 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 18 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 19 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 20 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 21 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 22 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 23 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 24 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 25 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 26 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 27 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 28 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 29 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 30 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 31 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 32 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 33 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 34 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 35 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 36 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 37 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 38 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 39 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 40 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 41 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 42 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 43 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 44 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 45 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 46 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 47 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 48 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 49 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 50 当直の勤務は、原則として、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当直勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。	地病例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現動・専任、対面、書面確認等により最根に実施する必要があるため						
327	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	対面講習	病院局管理規程	徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程	第46条	【研修】 第46条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与える。															
328	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	定期検査・点検	病院局管理規程	徳島市病院事業会計規程	第19条	【収納金の取扱い】 第19条 現金収納責任者は、現金を収納したときは、当該現金をその内容を示す書類を添えてその日のうちに企業出納員(企業出納員が不在の場合は、企業出納員があらかじめ指定した現金収納員。以下次条及び第21条第1項において同じ。)に引き渡すものとする。 2 企業出納員は、前項の規定により現金収納員から引渡しを受けた現金又は自己収納した現金を、その翌日(翌日が出納取扱金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日)までに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。 3 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から預け入れられた財務規定等の適用事業の収入及び自ら収納した収入を財務規定等の適用事業に支及び収納日ごとに整理し、預託表規整による出納取扱の翌日までに企業出納員に報告しなければならない。 4 全自治体事務受託者が公金を収納した場合は、当該公金をその内訳を示す書類を添えて速滞なく企業出納員又は企業出納員が指定した現金収納員に引き渡さなければならない。	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規程	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において立職を中心とした石盤のいずれかの作用をもって確認させられ流知認的を達成できないため						
329	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	口頭	病院局管理規程	徳島市病院事業会計規程	第48条	【未収金の処理】 第48条 前条第1項及び第2項の規定により異地たな卸を行う場合は、企業出納員は、たな卸資産の受払に関係のない職員で管理者が指定するものを立ち合わせなければならない。	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規程	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-1)	1-1)	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において立職を中心とした石盤のいずれかの作用をもって確認させられ流知認的を達成できないため						
330	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	口頭	病院局管理規程	徳島市病院事業会計規程	第49条	【たな卸の結果報告】 第49条 企業出納員は、異地たな卸を行った結果を、第47条第3項の規定により作成するたな卸表を添えて、管理者に報告しなければならない。 2 異地たな卸の結果報告に不足があることを発見した場合は、企業出納員は、その原因及び責任を調査し、前項の報告に添えて管理者に報告しなければならない。	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規程	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-1)	1-1)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令改正や変更措置))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						

	横断的事項										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						フローアップ			
													見直しの方向性			見直しの方向性の詳細		見直し予定			未了の場合		
No.	所管省庁名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制模倣の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し要(法的可能な技術等が現時点で不存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／組織横断の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（法令改正等既存の枠組みでかからない に記載）	未了の理由	再検討時期
331	厚生労働省 医政局	市民病院総務管理課（その他の開・設者宛）	定期検査・点検	病院管理規程	徳島市病院事業会計規程	第89条	【計理状況の報告】 第89条 管理者は、毎年度末に当年度を含む過去5年間の貸借対照表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出しなければならない。															
332	厚生労働省 医政局	市民病院総務管理課（その他の開・設者宛）	書面掲示	病院管理規程	徳島市病院局行政管理規程	第3条	【職員責任者等】 第3条 職員は、職員の各職及び機の各職務に応じ及び各職務上の責任者及び病院長を置く。 2 前条の責任者を置いたときは、当該責任者の氏名、各職及び機の職名を総務管理課長に届けるとともに、各職、各職務の適当な場所に掲示するものとする。	地方公営企業法	第3条第1項第4号	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
333	厚生労働省 医政局	消防局総務課	常駐・専任	規則	徳島市消防職員委員会に関する規則	第7条	【意見取りまとめ者】 第7条 消防職員は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼ねることができないものとする。 2 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、意見取りまとめ者に代表を生じたときその他やむを得ない事情があるときは、前任者の残任期間とする。 3 意見取りまとめ者は、再任されることができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。															
334	厚生労働省 医政局	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防防災隊規程	第9条	【研修の実施規程】 第9条 消防局長及び消防署長は、職員に対し、消防活動を行うに必要な知識及び技術を修得させ、並びに職員の体力向上を図るため、計画的に教育訓練を実施するよう努めるものとする。 2 この場合において、消防局長及び消防署長は、職員の安全管理に十分配慮しなければならない。 3 訓練は、平常から自助活動を行うに必要な知識及び技術並びに体力の向上を図り、いかなる状況にも適応に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うよう努めるものとする。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
335	厚生労働省 医政局	消防局総務課	対面講習	規則	徳島市消防団規則	第13条	【団員の義務】 第13条 団員は、品位の保持及び技術の練磨に努め、常に訓練を行わなければならない。															
336	厚生労働省 医政局	消防局通信指令課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第22条	【機能試験】 第22条 通信指令員は、定期的に消防通信指令施設の機能試験を実施し、機能維持の試験通話を1日1回以上行い、故障の早期発見に努めなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
337	厚生労働省 医政局	消防局通信指令課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第24条	【点検】 第24条 通信指令員は、次に掲げることにより点検を実施し、機能の維持に努めるものとする。 (1) 点検の内容は、外観点検、機能点検、作動試験等とする。 (2) 点検結果は、記録し保管するものとする。 (3) 前1又は前2の記録及び保守は、外部に委託することができる。 2 消防局長は、前項に記載する点検結果を、定期的に点検、使用後点検を実施し、機能の維持に努めるものとする。 3 分団長は、前項に記載する機器は、定期的に点検を実施し、機能の維持に努めるものとする。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
338	厚生労働省 医政局	消防局通信指令課	FD等の記録媒体	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第27条	【記録の取り扱い】 第27条 通信指令員は、119番による火災等の通報及び無線通信の内容を記録媒体に記録し、1年間保存するものとする。															
339	厚生労働省 医政局	消防局警防課	実地監査	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第3条	【管理責任者】 第3条 消防局長を事務管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。 2 管理責任者は、事務の管理について責任を負い、事務管理に関する事務を統括し、監督、教育を実施するものとする。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
340	厚生労働省 医政局	消防局警防課	常駐・専任	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第6条	【管理責任者】 第6条 管理責任者は、法第50条の規定に基づき所定の資格を有するものの3名から管理責任者を選任しなければならない。 2 管理責任者は、事務の運行及び必要機器について関係機関に協定する機器を誠実に行なわなければならない。	道路運送車両法	第50条	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
341	厚生労働省 医政局	消防局警防課	常駐・専任	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第7条	【安全運転管理者】 第7条 安全運転管理者は、道路交通法第74条の3の規定に基づき安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならない。 2 安全運転管理者又は副安全運転管理者が、道路交通法第74条の3の規定に基づき運転者及び補助員を指導又は監督し、運転者及び補助員を指導又は監督しなければならない。	道路交通法	第74条の3	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
342	厚生労働省 医政局	消防局警防課	実地監査	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第8条	【車両の監査】 第8条 管理責任者は、毎年1回以上次の各号に掲げる事項を監査するものとする。 (1) 車両の点検整備の状況 (2) 燃料の使用及び保存の状況 (3) 関係書類の整備の状況 (4) その他車両管理上必要な事項	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
343	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第8条	【車両の監査】 第8条 管理責任者は、毎年1回以上次の各号に掲げる事項を監査するものとする。 (1) 車両の点検整備の状況 (2) 燃料の使用及び保存の状況 (3) 関係書類の整備の状況 (4) その他車両管理上必要な事項															
344	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第12条	【定期点検整備】 第12条 整備管理者は、法第45条の規定による自動車の点検及び整備を実施したときは、その結果を定期点検整備記録票及び定期点検整備記録簿に記載しなければならない。															
345	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第13条	【特別点検整備】 第13条 消防局長は、毎月1回以上特別点検整備を実施しなければならない。 2 特別点検整備は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定める自動車自動車の6月ごとの定期点検基準に準じ実施するものとする。 3 特別点検整備を実施したときは、その結果を特別点検整備票（別記様式第4号）に記載しなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し要(法用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
346	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第14条	【日常点検】 第14条 運転者及び補助員は、毎日1回以上法第47条の2の規定による自動車の日常点検を実施しなければならない。ただし、消防団においては不運行の間は前日又は翌時に実施することができる。 2 前項の日常点検を実施したときは、その結果を日常点検票（別記様式第5号）に記載しなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し要(法用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
347	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第17条	小型動力ポンプの点検整備） 第17条 小型動力ポンプ及び動散機及び送風器について、使用の開始前及び使用後、又は随時に点検整備を実施するものとする。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
348	厚生労働省 医政局	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第24条	【燃料の使用期日】 第24条 管理責任者は、当月末現在をもって燃料消費報告書（別記様式第1号）を作成し、翌月5日までに管理責任者に報告しなければならない。															
349	厚生労働省 医政局	消防局総務課	住民閲覧・縦覧	消防局訓令	徳島市消防文書取扱規程	第11条	【文書等及び物件の交付等】 第11条 前条の規定により処理された文書等及び物件は、これを文書主任又は長で人に交付しなければならない。ただし、文書主任が不在の場合は、主務係長に交付するものとする。 2 文書等の交付を受けた文書主任は、直ちにこれを管理責任者の閲覧に供するとともに、その指示を受けて当該係に属する主務者に回付しなければならない。ただし、定例的文書及び簡易な文文書に あって、この限りでない。 3 受取人文書等のうち重要又は異例であると認められるものについては、消防局長の指示を受けて処理しなければならない。 4 空欄とした文書等のうち的の意味等又は所在等が不明であるものについては、当該関係部局に関係あると認められるものについては、当該関係部局に回覧しなければならない。 5 文書主任は、文書等及び物件に、通知、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記録しなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年12月1日施行済					
350	厚生労働省 医政局	消防局通信指令課	対面講習	消防本部訓令	徳島市消防職員非常召集規程	第11条	【非常召集】 第11条 消防局長又は消防署長は、必要と認めるときは非常召集を実施することができる。 2 前項の非常召集を実施の実施は、この規程の定めるところにより行う。															
351	厚生労働省 医政局	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第7条	【衛生管理者】 第7条 法第12条第1項の規定に基づき、消防局及び消防署に、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防局長が選任する。 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる事務を管理する。 (1) 職場巡視の実施、より職員及び労働者に対する。 (2) 救急用具等の必要及び整備に関すること。 (3) 職場の衛生に関すること。 (4) 職場環境、職業性疾病、労働災害の原因の調査及び再発防止に関する事項に関すること。 (5) 作業者、職員の健康その他職場の衛生に関すること。 (6) 健康障害の防止に関すること。 (7) 公災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 (8) その他安全管理に関すること。 4 衛生管理者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ消風長に対し意見具申することができる。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
352	厚生労働省 医政局	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第9条	【産業医】 第9条 消防局に法第13条の規定に基づく産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから消防局長が選任する。 3 産業医は、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 健康診断の実施及び健康に異常のある者の療養指導等の職務の健康管理に関すること。 (2) 衛生教育、健康相談その他の健康の保持増進のための指導に関すること。 (3) 職場環境の調査、検査、測定に関すること。 (4) 健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。 (5) 公災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 (6) その他医学的、専門的な指から、職員の健康管理等について必要な事項に関すること。 4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、消防局長に対して勧告、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。	労働安全衛生規則	第15条	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
353	厚生労働省 医政局	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第9条	【産業医】 第9条 消防局に法第13条の規定に基づく産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから消防局長が選任する。 3 産業医は、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 健康診断の実施及び健康に異常のある者の療養指導等の職務の健康管理に関すること。 (2) 衛生教育、健康相談その他の健康の保持増進のための指導に関すること。 (3) 職場環境の調査、検査、測定に関すること。 (4) 健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。 (5) 公災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 (6) その他医学的、専門的な指から、職員の健康管理等について必要な事項に関すること。 4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、消防局長に対して勧告、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
354	厚生労働省 医政局	消防局総務課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第23条	【特別教育】 第23条 所属長は、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し衛生教育を実施しなければならない。 (1) 新たに採用された者 (2) 著しく異時の異なる部署に配置された者 (3) その他消防局長が必要と認めた者	労働安全衛生規則	第35条第1項	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
355	厚生労働省 医政局	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第35条	【衛生管理者の巡視】 第35条 衛生管理者は、少なくとも週に1回庁舎等を巡視し、職員の衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	労働安全衛生規則	第11条第1項	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
356	厚生労働省 医政局	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第36条	【巡視】 第36条 産業医は、必要に応じ毎月1回庁舎等を巡視し、職員の衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	労働安全衛生規則	第15条	(a)他の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
357	厚生労働省 医政局	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第9条	【安全責任者】 第9条 所属長は、安全責任者の指定を受けるほか、必要に応じ安全責任者を選任することができる。 2 安全責任者は、安全責任者の指定を受けるほか、職員を安全に保守する事務を誠実に行なわなければならない。															
358	厚生労働省 医政局	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第24条	【特別教育】 第24条 所属長は、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。 (1) 新たに採用された者 (2) 著しく異時の異なる部署に配置された者 (3) その他消防局長が必要と認めた者	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
359	厚生労働省 医政局	消防局警防課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第25条	【総括安全責任者の巡視】 第25条 総括安全責任者は、少なくとも毎年1回庁舎、附属施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
360	厚生労働省 医政局	消防局警防課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第26条	【安全責任者の巡視】 第26条 安全責任者は、少なくとも毎月1回庁舎、附属施設等を巡視し、職員の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
361	厚生労働省 医政局	消防局警防課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第27条	【安全責任者の巡視】 第27条 安全責任者は、必要に応じ、前条に定める巡視を実施し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告しなければならない。 2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し要(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
362	厚生労働省 医政局	消防局総務課	定期検査・点検	規則	消防団員等公務災害補償条例施行規則	第9条	【定期検診】 第9条 傷病補償年金の受給権者、障害補償年金の受給権者及び遺族補償年金の受給権者は、毎年1回12月末日までに年金定期報告書に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 傷病補償年金にあっては、医師の診断書 (2) 障害補償年金にあっては、医師の診断書又は意見書 (3) 遺族補償年金にあっては、補償を受けることができる遺族であることを証明する書類	消防例規	—	(b)自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し要(法用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
363	厚生労働省 医政局	消防局予防課	書面掲示	条例	徳島市火災予防条例	第23条	【喫煙等】 第23条 次に掲げる場所であって、消防局長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは煙火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、それら行為に必要な場合で、消防局長が火災予防上支障がないと認められたときは、この限りでない。 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の客席又は楽屋 (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分 (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要美術品等として指定され、又は指定重要美術品等の保存に関する法律（昭和46年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲 (4) 前1号及び前2号に掲げるものの保存、火災の発生又は延焼のおそれが特に多いと認められる場所として市長が指定する場所 2 前項の消防長等が指定する場所には、前項の規定の他の火気（以下「喫煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、前項の表示、火文を白色とするものとする。 3 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を掲げるものとする。 4 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 5 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 6 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 7 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 8 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 9 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 10 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 11 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 12 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 13 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 14 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 15 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 16 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 17 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 18 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 19 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 20 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 21 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 22 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 23 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 24 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 25 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 26 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 27 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 28 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 29 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 30 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 31 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 32 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 33 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 34 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 35 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 36 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 37 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 38 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 39 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 40 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 41 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 42 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 43 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 44 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 45 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 46 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 47 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 48 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 49 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。 50 前項の表示は、前項の場所の見やすい箇所に、喫煙の禁止の旨を表示した標識を設けるとともに、「禁煙」又は「火気厳禁」

	根拠の見直し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						フローチャート			
															見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定				未了の場合		
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後適用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済で変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法運用の変更は困難)) c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し後(法所可能な技術等が開発されて存在) d.廃止検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／二重規制の具体的な理由 等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み／未了)	実際の見直しの具体的な内容(法改正や条例改正内容がかからえに記載)	未了の理由	再検討時期
364	徳島市 徳島市	消防局予防課	審査掲示	条例	徳島市火災予防条例	第39条	【飲物等の正良】 第39条 飲物等の正良は、次に定めるところにより、収容人数の適正化に努めなければならない。 1 客席の部分に於ては、ロビーの部分を含めてにつて建築に長袖の合理的な「千全員」という。)を超えて客を入場させないこと。 2 前項の規定に違反するものがあつたときは、直ちに当該の飲物等の正良に対応する為、その場合において、負担子式の格子前にあっては、当該格子前の正面幅を40センチメートル下回して燈氏並びに本面の幅部に切り欠きをもつてするものとする。 3 公共用を目的とする場所に、当該場所の正面幅を2マ次メートルを下回つて燈氏整 4 その他の部分については、当該部分の正面幅を0.5キラメートルを下回して燈氏整 (2) 有期の公開興業所に天を設置、ないこと (3) 一区ま要に、屋外の演奏に為つて正7人以上、屋外の興奮にあつては10人以上の高を収容しないこと。 (4) 出入口その他公衆の見やすい場所に、当該飲物等の定員を記載した表示板を掛けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掛けること。	当該例規	—	(b).自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
365	徳島市 徳島市	消防局予防課	審査掲示	規則	徳島市火災予防条例施行規則	第2条	(標識類の規格及び掲示場所) 第2条 条例第40条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項、第3項及び第5項の規定による標識の規格は、次に定めるところによる。 2 前項の標識の掲示場所は、条例に定めるものの目多くまた、当該規制類の、出入口等の見やすい場所に掲示しなければならない。	当該例規	—	(b).自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1-2)	1-2)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
366	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第3条	(査察の執行) 第3条 査察は、査察又は書類による。この規定のためとこたにより、管轄区域内の直所対象物について、直所を行わなければならない。 2 前項は、必要があると認めるときは、査察及び予防調査(以下「査察等」という。)に対して、直所対象物前に、又は自ら直所を行うものとする。	消防法	第4条	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
367	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第4条	(査察の種別等) 第4条 査察の種別は、定期直所、特別直所、住宅直所及び是正直所とする。 2 定期直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 定期直所を行う場合は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (2) 定期直所は、別に、定める直所対象物ごとの直所周期に従い、実施するものとする。ただし、直所対象物に係る消防義務及び毎消等の適正に行われ、自主的な管理が良好であると認められる場合は、当該周期実施にならないことができる。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 3 特別直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 特別直所は、直所対象物について、最適な査察等が必要と認める場合に実施するものとする。 (2) 特別直所を行う場合は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (3) 特別直所は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (4) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 4 住宅直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 住宅直所は、個人の住宅について、法第4条第1項に定める火災発生のおそれが著しくあり、特に緊急の必要がある場合に実施する直所及び単身高齢者世帯に対して、防火診断及び火災予防について、その指導を行う単身高齢者住宅防火訪問をいう。 (2) 前項の単身高齢者世帯防火訪問については、第7条及び第13条から第15条までの規定は適用しないものとし、その実施及び事務処理の方法については、局長が別に定める。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 5 是正直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 是正直所は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物について消防法令違反が認められる場合に行う是正の指導及び是正状況の確認並びに追跡指導をいう。 (2) 是正直所の方法については、局長が別に定める。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。	消防法	第4条、第16条の5	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
368	徳島市 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第4条	(査察の種別等) 第4条 査察の種別は、定期直所、特別直所、住宅直所及び是正直所とする。 2 定期直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 定期直所を行う場合は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (2) 定期直所は、別に、定める直所対象物ごとの直所周期に従い、実施するものとする。ただし、直所対象物に係る義務及び毎消等の適正に行われ、自主的な管理が良好であると認められる場合は、当該周期実施にならないことができる。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 3 特別直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 特別直所は、直所対象物について、最適な査察等が必要と認める場合に実施するものとする。 (2) 特別直所を行う場合は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (3) 特別直所は、直所対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、査察等が認める場合には、この限りでない。 (4) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 4 住宅直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 住宅直所は、個人の住宅について、法第4条第1項に定める火災発生のおそれが著しくあり、特に緊急の必要がある場合に実施する直所及び単身高齢者世帯に対して、防火診断及び火災予防について、その指導を行う単身高齢者住宅防火訪問をいう。 (2) 前項の単身高齢者世帯防火訪問については、第7条及び第13条から第15条までの規定は適用しないものとし、その実施及び事務処理の方法については、局長が別に定める。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。 5 是正直所は、次のとおりとするものとする。 (1) 是正直所は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物について消防法令違反が認められる場合に行う是正の指導及び是正状況の確認並びに追跡指導をいう。 (2) 是正直所の方法については、局長が別に定める。 (3) 関係行政機関と連携を図り、効率的に直所を行うものとする。	消防法	第4条、第16条の5	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
369	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第5条	(査察執行上のの心得) 第5条 査察員は、常に直所上必要な知識の習得を図って直所能力の向上に努め、直所実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 査察対象物の関係者、防火管理者、統括防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、防災管理者又はその責任に有る者(以下「関係者等」という。)の立会いを求めること。 (2) 長期、駐内にわたり、関係者等に不利の生ずることのないよう努めること。 (3) 直所により是至べき事項が判明したときは、その結果を上司に報告し、その指示を受け、関係者等による是正が行われるよう努めること。 (4) 関係者等が正当な理由なく直所を拒み、妨げ、又は忌避したときは、当該関係者等に直所の趣旨を説明し、関係者等の理解を得られるよう努めること。関係者等がお応じないときは、その旨を上司に報告し、その指示を受け、適切に対応するよう努めること。 (5) 個人の自由及び権利を不当に侵害することのないよう常に注意するとともに、関係者等の民事的紛争に関与しないこと。 (6) 危険の防止に努めること。	消防法	第4条、第16条の5	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
370	徳島市 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第6条	(査察計画) 第6条 局長は、直所対象物の現状及び直所の執行状況等を踏まえ、重点的かつ計画的に直所を実施するために、毎年度、直所方針を作成するものとする。																アナログ規制に該当しない
371	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第9条	(査察の実施) 第9条 査察は、消防対象物等の出火危険、延焼拡大危険及び火災による人命危険の排除等を主眼として、直所の区分、種類及び消防対象物等の状況に応じ、次に掲げるものの位置、構造、設備、管理の状況について行うものとする。 (1) 建築物その他の工作物 (2) 火を使用する設備及び器具 (3) 電気設備及び器具 (4) 消防設備等 (5) 危険物 (6) 可燃性物品等 (7) その他必要と認める事項	消防法	第4条	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
372	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	第10条	(査察表の指定) 第10条 管轄区域において査察対象物の状況等に応じて、別表に定める査察対象物の区分ごとに査察員を指定し、査察を行うものとする。 2 前の予防業務は、次の防火対象物について査察を行うものとする。 (1) 査察対象物のうち第4種査察対象物 (2) 前号に掲げるものの以外、局長が必要と認める防火対象物 3 第の予防業務は、次の防火対象物について査察を行うものとする。 (1) 査察対象物のうち第1種査察対象物、第2種査察対象物及び第3種査察対象物 (2) 前項第2号に掲げるものの以外、局長が必要と認める防火対象物 4 警防業務は、次の防火対象物について査察を行うものとする。ただし、今期及び以前所の警防業務については、この限りでない。 (1) 査察対象物のうち第4種査察対象物及び第5種査察対象物 (2) 前号に掲げるものの以外、事務の必要と認める防火対象物 5 事務は、前之項の規定に関わらず、必要と認めるときは、予防業務及び警防業務の査察について、相互に応援させることができる。 6 査察を行うときは、原則として複数の人員で行うものとする。	消防法	第4条	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
373	徳島市 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	別表	第1種査察対象物 1号イ(1)項以上 (2)項査察対象物 1.法別令第6の2第1項の規定により、定期に防火対象物の点検及び報告しなければならない防火対象物(第1種査察対象物を除く。) 2.法別令第6の2の5第1項の規定により、自衛消防組織を置かなければならない防火対象物(第1種査察対象物及び前項に掲げるものを除く。) 第2種査察対象物 法第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物(第1種査察対象物、第2種査察対象物を除く。) 4号イ(1)項以上 第4種査察対象物 5号イ(1)項以上 第5種査察対象物 第1種査察対象物から第4種査察対象物以外の防火対象物 7号イ(1)項以上 第4種査察対象物	消防法	第4条、第16条の5	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
374	徳島市 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市火災予防査察規程	別表	法第8条の2の2第1項の規定により、定期に防火対象物の点検及び報告しなければならない防火対象物で、消防法施行令別表第1(5)項イ、(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(5)項イ及び(6)項ロに掲げる部分が存するものに限る。) 1号イ(1)項以上 2.法別令第6の2の2第1項の規定により、定期に防火対象物の点検及び報告しなければならない防火対象物(第1種査察対象物を除く。) 3号イ(1)項以上 4号イ(1)項以上 5号イ(1)項以上 7号イ(1)項以上	消防法	第8条の2の2第1項	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
375	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防違反処理規程	第9条	(違反の調査等) 第9条 予防違反又は消防要員は、前条により報告又は通報を受けたときは、必要により所属職員に命じて速やかに、その実情を調査させなければならない。 2 前項の規定により調査を命じられた職員は、調査した結果を直及調査報告書(別記様式第1号)に、必要により図面を添付して消防局長又は消防署長に報告しなければならない。 3 消防局長又は消防署長は、前項の調査報告書を受理したときは、速やかに、違反関係者に対し、口頭により、違反の事実を通知するものとする。ただし、違反の事実が、火災予防規程(平成2年消防局令第1号。以下「火災予防規程」という。)第14条第2項に定める立入検査結果通知書による報告をもつて足りると認めるときは、この限りでない。 4 前項の通知を受けた関係者は、関係者に調査を行ったことを、必要により調査結果書(別記様式第2号)を作成し、記録しておかなければならない。	消防法	第4条	(a).国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには運用の変更は困難なため						
376	徳島市 徳島市	消防局予防課	審査掲示	消防局訓令	徳島市火災予防違反処理規程	第34条	(保管期間の公示) 第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により、物件を保管したときは、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する火災予防基本法(昭和36年法律第223号。以下「火予法」という。)第22条第2項第2号に基づき法令の規定により公示する場合は、保管物件公告(別記様式第23号)を官報する消防署に掲示することにより公示を行うものとする。 2 前項の公示の期間は14日とする。 3 消防長又は消防署長は、第1項に規定する方法による公示を行うとともに管轄する消防署に保管物件一覧簿(別記様式第24号)を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧できなければならない。	災害対策基本法施行令 消防法施行令	第26条第1項第1号 第50条	(a).国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
377	徳島市 徳島市	消防局予防課	住民閲覧・縦覧	消防局訓令	徳島市火災予防違反処理規程	第34条	(保管期間の公示) 第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により、物件を保管したときは、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する火災予防基本法(昭和36年法律第223号。以下「火予法」という。)第22条第2項第2号に基づき法令の規定により公示する場合は、保管物件公告(別記様式第23号)を官報する消防署に掲示することにより公示を行うものとする。ただし、火予法第26条第1項の規定により公示する場合は、保管物件公告(別記様式第23号)を官報する消防署に掲示することにより公示を行うものとする。 2 前項の公示の期間は14日とする。 3 消防長又は消防署長は、第1項に規定する方法による公示を行うとともに管轄する消防署に保管物件一覧簿(別記様式第24号)を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧できなければならない。	災害対策基本法施行令	第26条第2項	(a).国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
378	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防違反処理規程	第43条	(違反処理或点の記録) 第43条 予防違反又は消防要員は、違反処理を行った場合は、遅時立入検査等を通じ、履行状況の確認、履行の督促及び火災等の災害発生の防止等の指導を行うとともに、違反処理経過簿(別記様式第29号)に記録しておかなければならない。	消防法	第2条、第5条の2、第5条の3、第17条	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
379	徳島市 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市火災予防規程	第12条	(防火管理に関する講習等) 第12条 法第8条第1項(法第17条の2第1項第2号に規定する消防長等が行う防火管理に関する講習の課程を修了した者(以下「防火管理講習課程修了者」という。)について、甲種(新制度)、甲種(旧制度)、乙種防火管理講習の火管理講習修了者名簿(別記様式第5号。以下「防火管理講習修了者名簿」という。)に記載するとともに、防火管理講習課程修了者に修了証(別記様式第6号)を交付するものとする。 2 前の予防業務は、次の防火管理に関する講習の課程に関する講習の課程を修了した者(以下「防火管理講習課程修了者」という。)について、自衛消防業務講習課程修了者、甲種(新制度)、甲種(旧制度)、乙種防火管理講習の火管理講習修了者名簿(別記様式第6号の2。以下「自衛消防業務講習課程修了者名簿」という。)に記載するとともに、自衛消防業務講習課程修了者に修了証(別記様式第6号の3)を交付するものとする。 3 前前項第4条の2の13第3号の規定に基づき、局長第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める日(平成20年消防庁告示第14号第1項第1号に規定する消防長等が行う防火管理に関する講習の課程を修了した者(以下「防火管理講習課程修了者」という。)について、自衛消防業務講習課程修了者に修了証(別記様式第2号)を交付するものとする。	消防法施行令 消防法施行規則第3条の二の十三第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者 第1項1号	第3条第1項第1号イ及び第2号ニ、第4条の2の6第2項第1号	(a).国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
380	徳島市 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市火災予防規程	第13条	(修了証の再交付) 第13条 前条の課程修了者は、消防局長に対し、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事由が生じたときは、修了証の再交付申請(別記様式第7号)をすることができる。 (1) 修了証の記載事項に変更が生じたとき (2) 修了証をこわ、滅失、汚損又は破損したとき 2 消防局長は、前項の規定によったとき、防火管理講習修了者名簿、自衛消防業務講習修了者名簿及び追加講習修了者名簿により調査のうえ、修了証を再交付するものとする。																アナログ規制に該当しない				
381	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防規程	第41条	(事故報告書の提出) 第41条 予防業務第14条に規定する事故報告書の提出があったときは、事故発生場所の立入検査等を実施し、その原因、被害の状況及び法令違反の有無等について調査を行うものとする。 2 前項の事故報告書を受理したときは、危険物施設台帳に当該事故の概要を記載しておくものとする。	消防法、危険物の規制に関する規則	第16条の3の2	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
382	徳島市 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災予防規程	第48条	(立入検査) 第48条 法第4条又は法第16条の5の規定に基づく立入検査を行うときは、関の下防火管理者等の関係者に立会いを求めるものとする。 2 立入検査を行ったときは、関に定める立入検査結果報告書を作成し、当該法令違反(文付即)を関係者に交付するものとする。	消防法	第4条第1項及び第16条の5第1項	(c).国の法令等を参照しつつ、自治体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1-①)	1-①)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において口頭を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
383	徳島市 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市火災予防規程	第56条	(防火管理に関する講習) 第56条 法第8条第1項に規定する消防局長が行う防火管理対象物の防災管理に関する課程の課程を修了した者(以下「防火管理講習課程修了者」という。)について、防火管理講習名簿(別記様式第1号。以下「防火管理講習名簿」という。)に記載するとともに、防火管理講習課程修了者に修了証(別記様式第2号)を交付するものとする。	消防法施行令	第47条第1項第1号	(a).国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1-②)	1-②)	c-1.見直し後(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						

	棚卸表											整型・PHASE		見直しの方向性等の検討						フローシート			
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		見直し予定			見直し完了時期／（「最終検討」の場合）再検討時期	未了の場合		
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制模範の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後調査の実施のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに法令の改正は困難)) c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当) c-2.見直し否(法令等以外規程や職員向けマニュアル) d.最終検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／組織横断の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「最終検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（改正内容を別紙の内容のかがるように記載）	未了の理由	再検討時期
384	徳島市 徳島市	消防局予防課	届出	消防局訓令	徳島市火災調査規程	第13条	（火災報告の見送） 第13条 火災現場に常駐する職員は，防火と活動中において人情の厚い，暖い，情情深，反感感問題その他関係者等の言動等を習慣したときは，報告告書者に報告しなければならない。 2 前条項は，火災現場に常駐する職員，火災原因の調査に必要な資料の収集に努めなければならない。この場合，除外として関係者の立合いのもとに行う。 3 前条項は，火災現場に常駐する職員が，火災原因の調査に必要な資料の収集に努めなければならない。 4 前条項は，発災現場，関係者等に対する報告書による事実等に基づき報告の報告を行う予定のなければならない。	消防法	第31条，第32条 第33条，第34条	(c)国の法令等を参照しつつ，自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①1	1①1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において日時を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ法規制目的を達成できないため						
385	徳島市 徳島市	消防局予防課	書面掲示	規則	危険物規制の事務手続に関する規則	第2条	（仮貯蔵又は仮取扱いの承認） 第2条 消防長は，法第11条第1項ただし書の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認をするときは，危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書（別記様式第1号）に省令第1条の6に規定する申請書を添付させるものとする。 2 前項の規定にかかわらず，地震，風水害等の災害が発生した場合であって消防局長が特に必要と認めるときにおける仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請及び承認については，別に定めることにより行うことができる。 3 第1項の承認を受けた者は，当該仮貯蔵又は仮取扱いを場所の見やすい位置に，仮貯蔵又は仮取扱承認書である旨を標示した標識板（別記様式第2号）を掲げなければならない。	消防法	第10条	(c)国の法令等を参照しつつ，自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②2	1②2	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
386	徳島市 徳島市	消防局予防課	書面掲示	規則	危険物規制の事務手続に関する規則	第4条	（仮使用の承認） 第4条 何人は，法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認をするときは，仮使用承認書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。 2 前項の承認を受けた者は，当該製造所等の仮使用をする部分の見やすい位置に仮使用承認書である旨を標示した標識板（別記様式第5号の2）を掲げなければならない。	消防法	第11条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ，自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②2	1②2	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため						
387	徳島市 徳島市	消防局警防課	書面掲示	消防局訓令	徳島市警防規程	第11条	（火災警報発令時の措置） 第11条 消防局長は，火災警報が発令されたときは，関係官公署，報道機関等への通報，サイレンの吹鳴，掲示板等による住民への広報，出動準備及び人員の増強その他必要と認められる措置を講ずるものとする。 2 前項義務は，広報活動又は警戒活動の実施において，徳島市火災予防条例（昭和37年条例第15号）第29条各号に規定する制限事項について周知徹底を図るものとする。									アナログ複製に該当しない				
388	徳島市 徳島市	消防局警防課	届出	消防局訓令	徳島市警防規程	第25条	（応援要請の措置等） 第25条 応援要請の措置等は，次の各号に掲げる事項を決定は，**現場**最高指揮者が行うものとし，その決定をしたときは，直ちにその決定内容を通信指令課へ通報しなければならない。 1 応援**要請**に対する証明は，**隊**員及び**隊**大の決定**は現場**最高指揮者がするものとし，その決定をしたときは，直ちにその決定内容を通信指令課へ通報しなければならない。また，**現場**最高指揮者は，状況により残火処理のための指揮及び消防隊を指定して，残火の完全消火を**確認**するとともに，別に定める再消防は上必要な措置をとらなければならない。									アナログ複製に該当しない				
389	徳島市 徳島市	消防局警防課	届出	消防局訓令	徳島市警防規程	第26条	（活動報告等） 第26条 **現場**に常駐する**現場**最高指揮者は，次の各号について**確認**しうる限り通信指令課に即報し，後続活動部隊の活動が円滑に行われるよう努めなければならない。 (1) 出場**現場**の位置及び目標 (2) 災害の状況及び周囲の状況 (3) 部署位置 (4) 前各号のほか，必要と認める事項 2 通信指令課は，前項の受信の時及び取扱員等に定める報告ごとに有する情報データ等により，出動部隊に情報を提供するよう努めなければならない。 3 出動した **隊**職員及び消防隊等は，速やかに別記様式第1号から第3号までに定める活動報告書により指揮隊は総文長，消防隊等は所属長に報告しなければならない。 4 前項の活動報告書は，即令即日，決付するものとする。 5 消防署員は，災害等に出動した消防団員を**調査**し，又は消防分団からの報告に基づき，別記様式第4号に定める報告書により消防局長に報告しなければならない。									アナログ複製に該当しない				
390	徳島市 徳島市	消防局警防課	届出	消防局訓令	徳島市警防規程	第40条	（消防対象物の部分分割） 第40条 **災害現場**に出動した各機関等及び隊員は，法第29条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による措置を行うときは，災害の状況を的確に判断し，当該措置を必要な最小限度にとどめなければならない。 2 （法第29条第2項及び第3項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による措置は，**現場**最高指揮者がその権限を行使するものとする。 3 **現場**最高指揮者は，前項の規定により措置を行うときは，災害の状況を的確に判断し，当該措置を必要な最小限度にとどめなければならないこの場合において，可能な限り，当該消防対象物の関係者の同意又は立合いを求めるものとする。									アナログ複製に該当しない				
391	徳島市 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市警防規程	第56条	（報告） 第56条 消防局長及び警防課長及び通信指令課長は，現場活動に汗全を期すことを目的として，**訓練**を効果的に推進しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
392	徳島市 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市警防規程	第57条	（**訓練**計画及び実施） 第57条 消防局長は，現場活動に必要な動作及び操作及び操作及び消防器等の活動及びその連携を消隊機器に習熟させるための**訓練**計画を作成し，これに基づく**訓練**を実施させるものとする。 2 消防署長は，前項の**訓練**の実施に当たっては，配置された消防資機材等を活用し，所属職員の警防技術の習熟及び向上を図るよう努めなければならない。 3 通信指令課長は，現場活動に必要な知識及び技術の向上のため，計画的に**訓練**を実施するよう努めなければならない。 4 警防課長は，**訓練**の成果を確認し，技術の向上を図るための**訓練**計画を作成し，消防局長に報告するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
393	徳島市 徳島市	消防局通信指令課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防指揮隊規程	第7条	（**訓練**） 第7条 通信指令課長は，指揮活動に必要な知識及び技術の向上のため，計画的に**訓練**を実施するよう努める。 2 指揮隊長及び指揮隊員は，平素から指揮活動に必要な知識及び技術の向上を図る。									アナログ複製に該当しない				
394	徳島市 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第7条	（隊員の教育**訓練**） 第7条 消防署長は，隊員に対し，救急業務を行うに必要な知識及び技**術**を習得させるため，常に教育**訓練**を行うよう努めなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
395	徳島市 徳島市	消防局警防課	届出	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第10条	（**現場**応報） 第10条 隊員は，救急**現場**に到着したときは，傷病者の数，傷病の種類等を**確認**して応報の必要性について判断し，必要がある場合は通信指令課に即報しなければならない。									アナログ複製に該当しない				
396	徳島市 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第24条	（救急統計） 第24条 消防署長は，第22条の**報告**書に基づき，**毎月**7日までに所定の救急統計を作成し，消防局長に**報告**しなければならない。 2 消防局長は，前項の**報告**に基づき救急業務等**報告**書（昭和57年消防教第3号）に定めるところにより，救急年報を作成しなければならない。									アナログ複製に該当しない				
397	徳島市 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第30条	（救急業務計画） 第30条 特殊な救急事故が発生した場合における救急業務計画は別に定める。 2 消防局長は，前項の計画に基づき，毎年1回以上**訓練**を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						